

令和 7 年 9 月

読者各位

株式会社日本法令出版部

補遺

**『7 年版 初心者にもよくわかる 給与計算マニュアル』
(令和 7 年 5 月 30 日初版)**

法令改正に伴い、本書中の記載を下記のとおり変更させていただきます。よろしくご了承のほど、お願い申し上げます。

記

●60 ページ～112 ページについて、次ページ以降のとおり差し替え

III

年 末 調 整

(令和 7 年12月 1 日以後の処理)

令和 7 年分の年末調整について

令和 7 年度税制改正で所得税について多くの改正が行われ、令和 7 年分から適用されることになりました。しかしながら、令和 7 年11月30日までに行われる年末調整（死亡退職や非居住者となった場合など特別な場合に限られます）については、改正前の規定により計算することとされました。令和 7 年12月 1 日以降に行われる一般的な年末調整については、①基礎控除額の増額、②給与所得控除の最低保障額の増額、③特定親族特別控除の創設、④扶養控除の合計所得金額要件の引上げ、⑤給与所得控除後の給与等の金額の表などの改正を踏まえて計算することになります。

1 年末調整とは

年末調整とは、給与の支払者がその年最後の給与の支払をする際、年間給与総額について所定の方法により正しい年税額を計算し、これとその年中に給与を支払う都度徴収してきた所得税等の合計額を比較し、過不足額を精算する手続をいいます。年末調整は、このように年間の給与所得に対する所得税等の額を精算するものであるため、年間の所得税等の源泉徴収事務の締めくくりともいえますし、一方、給与所得者にとっては、確定申告に代わる役目を果たす重要な手続といえることができます。

確定申告とは

所得税の基本的な納税手続で、所得者は毎年2月16日～3月15日に住所地の所轄税務署に確定申告書を提出して、前年分の所得税等を精算することになっていますが、給与所得については、給与の支払者が年末調整により所得税等の額の精算を行いますので、給与所得者は、原則として確定申告をする必要はありません。

しかし、給与所得者であっても特別な人（たとえば、年間の給与総額が高額な人や給与のほかにも所得がある人など）の場合には、年末調整が行われたかどうかに関係なく、必ず確定申告をして納税しなければならないことになっています。

また、確定申告をする必要がない人でも、年末調整の段階では受けることができない控除（たとえば、医療費控除など）を受けることにより、源泉徴収税額の還付を受けようとする人などの場合には、確定申告をすることができることになっています。

● 年末調整の時期

一般的には、本年最後の給与の支払をするときに行います。つまり、12月に行うことになります。ただし、例外的に次のような人で、**扶養控除等申告書**を提出していた人は退職等の時点で年末調整を行います。

- ① 本年中途で死亡により退職した人
- ② 本年中途で出国して非居住者となった人

注 非居住者……居住者（日本国内に住所を有する個人または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）以外の個人

年末調整の対象となる給与は居住者の給与です。したがって、海外勤務のため日本を出国した人が出国後は非居住者に当たる場合には、出国時までのその年分の居住者の給与について年末調整を行うことになります（出国後の非居住者としての給与は、国内にいた時の居住者の給与とまったく異なる税務の扱いとなり、もちろん年末調整の対象とはなりません）。

〈参 考〉

海外勤務のため出国した人が、出国後国内に住所を有するかどうかは、「住所の有無の推定規定」（ポイント・国外における在留期間が契約等によりあらかじめ1年未満であることが明らかであると認められる場合を除き、国内に住所を有しない人と推定）によって判断します。

- ③ 本年中途で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみて本年中に再就職することができないと認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けることとなっていない人
- ④ 12月中に支給日の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
- ⑤ 11月以前に本年最後の給与の支払を受ける人（本年中途で退職した人で、年末調整の対象とならない人は除かれます）
- ⑥ 本年中途で退職したパートタイマー主婦等のうち、その年中の給与の総額が103万円以下で、かつ、退職後、他の勤務先等から給与等の支払を受けない人

2 年末調整をする給与としない給与

(1) 年末調整をする給与

本年最後に給与を支払う時までに、**扶養控除等申告書**を提出している人（本年中の給与総額が2,000万円を超える人は除きます）に対し、本年中に支払うべき給与について年末調整を行います。

なお、本年中途で就職した人については、その就職前、本年中に他の給与の支払者から受けていた給与（**扶養控除等申告書**の提出先から受けていた給与に限ります）があれば、その給与の金額、その給与から控除された社会保険料、税額などを含めて年末調整を行います。

- 注 1** 本年中に支払うべき給与とは、本年中に支払った給与ではなく、本年中に支払の確定した給与をいいますから、前年の未払給与で本年に繰り越して支払ったものは含まれません、本年の未払給与で翌年に繰り越して支払うものは含まれます。

〈参 考〉

給与の支払がいつ確定するかは、次のように取り扱われます。

区 分	確 定 の 日
① 契約または慣習などにより支給日の定められている給与	その定められている支給日
② 支給日の定められていない給与	その支給をした日
③ 利益を基礎として支給金額が定められる役員賞与など	株主総会その他正当な権限のある機関がその支払の決議をした日。ただし、その決議が、役員に対して支払う賞与などの金額の総額を定めただけで、各役員に支払う具体的な金額の決定を取締役会などに一任したような場合には、取締役会などにおいて各役員に支払う具体的な金額を決定した日
④ 給与の改定を過去にさかのぼって実施し、過去の期間に対応して支払う新旧給与の差額	その金額の支給日。ただし、その日が定められていない場合には、その改定の効力が発生した日

- 注 2** 年末調整の計算に含める他の給与の支払者が支払った給与等の金額は、他の給与の支払者から本人に交付されている **源泉徴収票**（154ページ参照）によって確認します。

(2) 年末調整をしない給与

次の人に支払った給与については、年末調整をせず、本年最後に支払う給与についても、月々（日々）の源泉徴収の要領で所得税等を源泉徴収することになります。

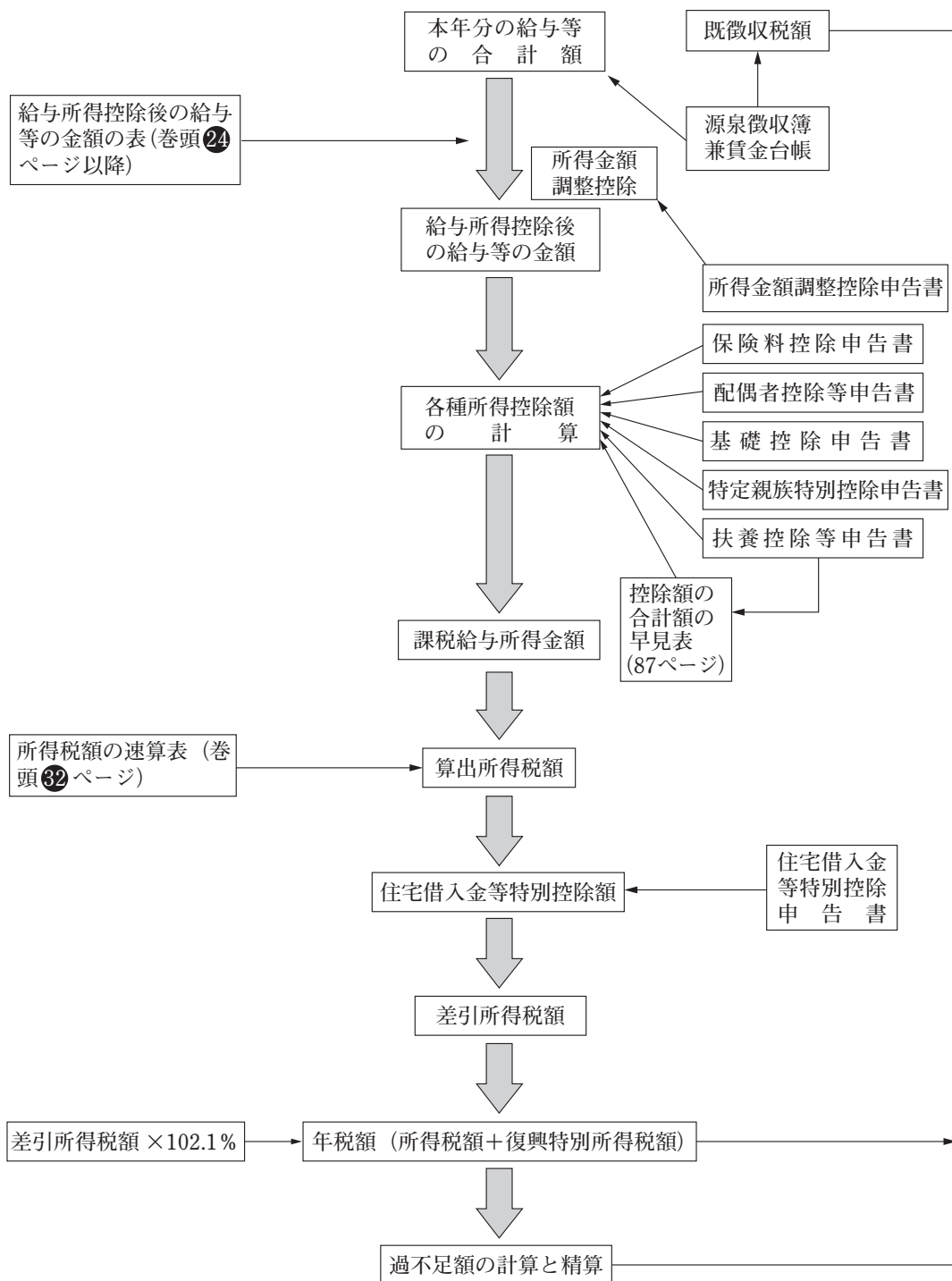
- ① 本年中の給与の総額（本年途中で就職した人については、その就職前に **扶養控除等申告書** を提出していた他の給与の支払者から受けた給与を含めた総額）が、2,000万円を超える人
- ② 本年最後の給与を支払う時まで **扶養控除等申告書** を提出していない人
- ③ 災害により被害を受け、本年中に「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」第3条の規定により、給与に対する源泉所得税の徴収猶予または還付を受けた人
- ④ 本年途中で退職した人（ただし、中途退職であっても、年末調整を行う場合もあります（61ページ参照））

ジ参照))

- ⑤ 非居住者（現に外国支店に勤務している人など）（61ページ参照）
- ⑥ 丙欄適用者（現に日額表の丙欄を適用している臨時日雇の人やアルバイトなど）

3 年末調整の事務手順

年末調整の計算を正確に行うため、まず下図の事務手順を頭の中に入れておいてください。



4 年末調整の準備

(1) 事前に準備する書類

年末調整を行うにあたって、まず必要な申告書その他を準備しなければなりません。

① 申告書関係

1	扶養控除等申告書	すでに事業所に備えてつけてあります。
2	保険料控除申告書	税務署から配付を受けるか、国税庁のホームページからダウンロードします。
3	基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書	
4	住宅借入金等特別控除申告書	最初の年分について確定申告書を提出した人に対して、先々の申告書をまとめて税務署から10月中旬頃送付されます。

② 税額計算書類等

1	源泉徴収簿兼賃金台帳	日本法令で商品として販売しています。
2	給与所得金額の算出表	国税庁ホームページで確認できます。 (本書にも収録されています)
3	所得税額の速算表	
4	控除額の早見表	

(2) 年末調整を行う人と行わない人の分類

61・62ページを参照して、年末調整を行う人と行わない人を分類します。ここで、分類しておかないと、混乱のもととなりますので、注意してください。

5 年末調整欄への記入

年末は、どこの事業所でも忙しい時期ですから、次のような手順で年末調整を行うと事務がスムーズにいきます。

(1) 給与総額、徴収税額等（源泉徴収簿年末調整欄の①③④⑥⑦⑧⑨⑫欄）の計算

- ① 給与・賞与のうち①課税分給与・賞与額、②社保計、③所得税等を集計し、給与分と賞与分を合計します。
- ② 中途採用者があった場合、前の会社から発行してもらった「源泉徴収票」を提出させ、それをもとに、賃金台帳の上部の空欄を利用して、課税分給与額、社保計、所得税等の額を記入し、本年分の給与に含めて計算してください。

区	分	金	額	税	額
給料等	①	3,861,000	円	③	44,220 円
賞与等	④	900,000		⑥	31,104
計	⑦	4,761,000		⑧	75,324
給与所得控除後の給与等の金額	⑨				
所得金額調整控除額 (⑨-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩				
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪				
社会保険料等からの控除分(⑫+⑬)	⑫	760,857			
申告による社会保険料の控除分	⑬				
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭				
生命保険料の控除額	⑮				
地震保険料の控除額	⑯				
配偶者(特別)控除額	⑰				
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱				
基礎控除額	⑲				
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳				
差引課税給与所得金額(㉑-㉒)及び算出所得税額 (1,000円未満切捨て)	㉑			㉒	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓			㉔	
年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)	㉕			㉖	
年調年税額(㉖×102.1%) (100円未満切捨て)	㉗			㉘	
差引超過額又は不足額(㉘-⑧)	㉙			㉚	
超過額	㉛			㉜	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉝			㉞	
差引還付する金額(㉚-㉛-㉝)	㉟			㊱	
の精算	㊲			㊳	
同上的	㊴			㊵	
うち	㊶			㊷	
不足額	㊸			㊹	
の精算	㊺			㊻	

特定親族特別控除額(㊼-2) [] 円

(源泉徴収簿)

● 給与所得金額の算出表

給料等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給料等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給料等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
か	ら		か	ら		か	ら	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,752,000	4,755,999	3,361,600	4,952,000	4,955,999	3,521,600	5,152,000	5,155,999	3,681,600
4,756,000	4,759,999	3,364,800	4,956,000	4,959,999	3,524,800	5,156,000	5,159,999	3,684,800
<u>4,760,000</u>	<u>4,763,999</u>	<u>3,368,000</u>	4,960,000	4,963,999	3,528,000	5,160,000	5,163,999	3,688,000
4,764,000	4,767,999	3,371,200	4,964,000	4,967,999	3,531,200	5,164,000	5,167,999	3,691,200
4,768,000	4,771,999	3,374,400	4,968,000	4,971,999	3,534,400	5,168,000	5,171,999	3,694,400

(2) 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）(⑩⑪欄)の計算

① 所得金額調整控除申告書の受理

給与の支払を受ける人のうちに、所得金額調整控除の適用を受ける人がいる場合には、年末調整を行う時まで、その人から「所得金額調整控除申告書」の提出を求め、その内容を確認して所得金額調整控除額（⑩欄）を計算し、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）(⑪欄)を求めます。

給与所得控除後の給与等の金額（⑨欄）－ 所得金額調整控除額（⑩欄）

② 所得金額調整控除の対象者

所得金額調整控除の対象者は、その年中の給与等の収入金額が850万円を超える人で、次のいずれかに該当する人です。

a 特別障害者に該当する人

b 年齢23歳未満の扶養親族を有する人

* 扶養控除と異なり、2以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなすこととはされていませんので、2以上の居住者それぞれの扶養親族として所得金額調整控除の対象とすることができます。

c 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人

③ 所得金額調整控除額

所得金額調整控除額は、次により求めます。

(総支給金額計（⑦欄）－ 8,500,000円) × 10%（マイナスの場合は、0）

* 1円未満切上げ、最高150,000円

記入例 4 所得金額調整控除申告書

◆所得金額調整控除申告書◆ あなたの今年の年末調整の対象となる給付の収入金額が550万円以下の場合、記載する必要はありません。

○年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェック付け、その項目に応じて右「扶養親数等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することにより支えらるる場合)。

○「要件」欄の22の1の項目に該当する場合は、いずれの項目にチェックを付す必要もなく、申告書に添付する必要のない支えらるる場合。

○年末調整において所得金額調整控除の額について延滞の支払を受ける旨を記載する場合は、その旨を記載し所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要 件 作 成	あなた自身が特別障害者	(右の欄のみに記載)	立 派 親 等	あなた自身の生計を営む人等	扶養の受ける人等	★特別障害者に該当する事実 (「要項」25を参照)	
	同一生計配偶者又は特別障害者	(右の欄及び「欄を記載)		同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	6,7,8,9,10,12,3,4,5,6,7		23 7 10
	扶養親族又は特別障害者	(右の欄及び「欄を記載)		ヤマト ヒロ			
	扶養親族が93歳未満(平成12年12月31日現在)	(右の欄のみに記載)		山本 トシ			長男 0

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者とは、給付の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。また、本年中の合計所得金額の総額が48万円以下(総所得が1万円超、総付の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

氏名		(フリガナ)		ヤマモト		和夫		整理		番号			
		(生年月日 男・女)		55年		3月 15日							
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額													
同き還付又は還付金に あつた区	税額	月別	還付又は徴収した税額		差引	残高	月別	還付又は徴収した税額		差引	残高		
	区	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
扶養控除の申告有無	申告の有無	区分	一般の勤労者 家族控除	一般の勤労者 家族控除	特定 扶養親族	老人家族親族 その他	一般の勤労者 家族控除	特定 扶養親族	別居親属 配属	寡 又 は ひとり親	寡 又 は ひとり親		
	申告月	区	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
有無	当初	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	/	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
有無	有・無	区	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区		
控除額	控除額	控除額	38	63	58	48	27	40	75	27	40		
	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額		
区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区		
	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区		
給料・手当等	給料・手当等	①	7,340,000		③	108,520		⑤	215,855		⑦	324,375	
	賞	②	2,540,000		④	215,855		⑥	215,855		⑧	324,375	
計	計	③	9,880,000		⑤	9,880,000		⑦	9,880,000		⑨	9,880,000	
	給付所得控除後の給付等の金額	④	9,730,000		⑥	9,730,000		⑧	9,730,000		⑩	9,730,000	
所得金額調整控除額	所得金額調整控除額	⑤	138,000		⑦	138,000		⑨	138,000		⑪	138,000	
	給付所得控除後の給付等の金額(調整控除後)	⑥	7,972,000		⑧	7,972,000		⑩	7,972,000		⑫	7,972,000	
社会保険料等	社会保険料等	⑦	7,972,000		⑨	7,972,000		⑪	7,972,000		⑬	7,972,000	
	申告による社会保険料の控除分	⑧	7,972,000		⑩	7,972,000		⑫	7,972,000		⑭	7,972,000	
控除額	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑨	7,972,000		⑪	7,972,000		⑬	7,972,000		⑮	7,972,000	
	生命保険料の控除額	⑩	7,972,000		⑫	7,972,000		⑭	7,972,000		⑯	7,972,000	
地震保険料の控除額	地震保険料の控除額	⑪	7,972,000		⑬	7,972,000		⑮	7,972,000		⑰	7,972,000	
	地震保険料の控除額	⑫	7,972,000		⑭	7,972,000		⑯	7,972,000		⑰	7,972,000	

$$(9,880,000\text{円} - 8,500,000\text{円}) \times 10\%$$

(3) 社会保険料等控除額（申告分）（⑬欄）の計算

給与の支払を受ける人のうちに、本年中に本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料等を直接支払っている人がいる場合には、年末調整を行う時までに、その人から「**保険料控除申告書**」の提出を求め、その記載内容を検討して控除する社会保険料等控除額の確認を行い、その確認した金額を、次の記載例のように、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「申告による社会保険料の控除分⑬」欄に転記しておきます。また、その中に国民年金保険料等の金額がある場合には、年末調整欄の「⑬のうち国民年金保険料等の金額」欄に転記します。

申告の対象となる社会保険料には、次のようなものがあります。

- ④ 国民健康保険料（税）または大学生である子供の国民年金保険料

注 国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用については、支払をした旨を証する書類の添付または提示が必要となります。

- ② 健康保険、船員保険の任意継続被保険者が負担する保険料
③ 公的年金等から控除された介護保険料

なお、控除額の制限はなく、国民年金保険料等以外は証明書の添付は必要ありません。

記入例 5-1 給与所得者の保険料控除申告書

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 王予 税務署長

給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 日本産業

給与の支払者の法人番号 111121314145151617

給与の支払者の所在地(住所) 東京都北区神谷2-3-X

保険料控除の保険種別 保険等の保険金受取人の氏名 山田 正雄

保険料控除の保険種別 保険等の保険金受取人の氏名 山田 正雄

保険料控除の保険種別 保険等の保険金受取人の氏名 山田 正雄

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 日本産業

給与の支払者の法人番号 111121314145151617

給与の支払者の所在地(住所) 東京都北区神谷2-3-X

保険料控除の保険種別 保険等の保険金受取人の氏名 山田 正雄

保険料控除の保険種別 保険等の保険金受取人の氏名 山田 正雄

保険料控除の保険種別 保険等の保険金受取人の氏名 山田 正雄

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 日本産業

給与の支払者の法人番号 111121314145151617

給与の支払者の所在地(住所) 東京都北区神谷2-3-X

保険料控除の保険種別 保険等の保険金受取人の氏名 山田 正雄

保険料控除の保険種別 保険等の保険金受取人の氏名 山田 正雄

保険料控除の保険種別 保険等の保険金受取人の氏名 山田 正雄

*この様式は、令和6年分の保険料控除申告書です。本年分の様式は、現時点（令和7年8月下旬）では公表されていません。

(4) 小規模企業共済等掛金控除額の計算（⑭欄）

① 従業員が20名以下（商業、サービス業では5名以下）の個人事業主または会社の役員が、小規模企業共済等掛金を払い込んでいる場合、② 確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金を払い込んでいる場合、③ 地方公共団体の条例の規定による心身障害者扶養共済制度の掛金を払い込んでいる場合には、年末調整の際に、**保険料控除申告書**を提出してもらい控除することができます。申告書に記載された掛金を、年末調整欄の⑭欄に記入してください。

社会保険料控除とは異なり、本人分のみが控除対象となりますので、同一生計親族分を支払ったとしても控除することはできません。

なお、小規模企業共済等掛金控除証明書の添付または提示が必要となります。

(5) 生命保険料控除額の計算（⑮欄）

① 控除の対象となる生命保険料等の範囲

ア 対象となる生命保険料等

生命保険料控除の対象となるのは、新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧生命保険料、旧個人年金保険料を支払った場合です。

イ 旧生命保険料

控除の対象となる旧生命保険料は、保険金受取人のすべてを本人か、または配偶者その他の親族とする平成23年12月31日以前に締結した次に掲げる生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料に限られます。

- ① 一般の生命保険会社または外国生命保険会社等と日本国内において結んだ生命保険契約のうち生存または死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの
- ② 生命保険会社、外国生命保険会社等、損害保険会社または外国損害保険会社等と国内で結んだ身体の傷害または疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、病院または診療所に入院して医療費を支払ったこと、身体の傷害もしくは疾病またはこれらを原因とする人の状態、身体の傷害または疾病により就業することができなくなったことを事由として保険金が支払われるもの
- ③ 簡易生命保険契約（旧郵便年金契約を含む）
- ④ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合、共済水産業協同組合連合会および消費生活協同組合連合会と結んだ生命共済契約
- ⑤ 教職員共済生活協同組合、警察職員生活協同組合、埼玉県民共済生活協同組合、全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合、全通信労働者共済生活協同組合、全日本自治体労働者共済生活協同組合、電気通信産業労働者共済生活協同組合と結んだ生命共済契約
- ⑥ 全国理容生活衛生同業組合連合会と結んだ年金共済契約
- ⑦ 独立行政法人中小企業基盤整備機構と結んだ旧第二種共済契約

- ⑧ 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金に係る規約
- ⑨ 適格退職年金契約

(ウ) 新生命保険料

控除の対象となる新生命保険料は、保険金受取人のすべてを本人か、または配偶者その他の親族とする平成24年1月1日以後に締結した上記(イ)に掲げる生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料に限られます。

(エ) 介護医療保険料

控除の対象となる介護医療保険料は、保険金受取人のすべてを本人か、または配偶者その他の親族とする平成24年1月1日以後に締結した次に掲げる保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金に限られます。

- ① 一般の生命保険会社または外国生命保険会社等、一般の損害保険会社または外国損害保険会社等と日本国内において結んだ疾病または身体の障害その他これに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの
- ② 疾病または身体の障害その他これに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約または生命共済契約等のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

●医療費等支払事由

医療費等支払事由とは、次に掲げる事由をいいます。

- ① 疾病にかかったことまたは身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる医療費その他の費用を支払ったこと
- ② 疾病もしくは身体の傷害またはこれらを原因とする人の状態（介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限り）
- ③ 疾病または身体の傷害により就業することができなくなったこと

(オ) 旧個人年金保険料

控除の対象となる旧個人年金保険料は、平成23年12月31日以前に締結した一般の生命保険契約等（適格退職年金契約を除きます）のうち、次の要件を満たす年金の給付を目的とする一定の範囲の個人年金保険契約等に基づいて、本人が支払った保険料や掛金に限られます。

1 年金の受取人

保険料等の払込みをする人またはその配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかが年金の受取人であること

2 保険料等の払込方法

年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期的に保険料等の払込みが行われること

3 年金の支払方法

- ① 年金受取人の年齢が60歳に達した日（契約で定める日）以後10年以上の期間にわたって定期に年金が支払われるものであること

注 契約で定める日は、次の日以後とすること

イ 1月から6月までの間に60歳となる人……………前年の7月1日

ロ 7月以後に60歳となる人……………その年の1月1日

- ② 年金受取人が生存している期間にわたって定期に年金が支払われるものであること
- ③ ①の年金の支払のほか、被保険者の重度の障害を原因として年金の支払を開始し、かつ、年金の支払開始日以後10年以上の期間にわたって、またはその人が生存している期間にわたって定期に年金が支払われるものであること

● 個人年金保険料の対象となる契約の範囲

区 分	契 約 の 範 囲
① 生命保険契約	イ 年金以外の金銭の支払は、被保険者が死亡したまたは重度の障害に該当することとなった場合に限り行うものであること ロ イの金銭の額は、その契約の締結日以後の期間または支払保険料の総額に応じて逡増的に定められていること ハ 年金の支払は、その支払期間を通じて年1回以上定期に行うものであること。かつ、年金の一部を一括して支払う旨の定めがないこと ニ 剰余金の分配は、年金支払開始前に行わないもの、またはその年の払込保険料の範囲内の額とするものであること
② 簡易生命保険契約	契約の内容が①のイからニまでの要件を満たすもの
③ 農協・漁協等の生命共済契約	契約の内容が①のイからニまでの要件に相当する要件その他の財務省令（所得税法施行規則40の6）で定める要件を満たすもの
④ ③以外の生命共済契約	全国労働者共済生活協同組合連合会または教職員共済生活協同組合と結んだ生命共済契約で、次の要件を満たすもの イ 年金の給付を目的とする生命共済事業に関し、④適正に経理の区分が行われていること、⑤その事業の継続が確実であると見込まれること、⑥その契約に係る掛金の安定運用が確保されていること ロ 年金の額および掛金の額が適正な保険数理に基づいて定められており、かつ、その契約の内容が①のイからニまでに掲げる要件に相当する要件を満たしていること

(カ) 新個人年金保険料

控除の対象となる新個人年金保険料は、平成24年1月1日以後に締結した一般の生命保険契約等（適格退職年金契約を除きます）のうち、上記(イ)の要件を満たす年金の給付を目的とする一

定の範囲の個人年金契約等に基づいて、本人が支払った保険料や掛金に限られます。

② 控除額

(ア) 一般の生命保険料を支払った場合

㊦ 旧生命保険料のみを支払った場合

年間の支払保険料の金額	生命保険料控除額
25,000円以下	支払った保険料の全額
25,000円から50,000円まで	$(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 12,500\text{円}$
50,000円から100,000円まで	$(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 25,000\text{円}$
100,001円以上	一律に50,000円

㊧ 新生命保険料のみを支払った場合

年間の支払保険料の金額	生命保険料控除額
20,000円以下	支払った保険料の全額
20,000円から40,000円まで	$(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 10,000\text{円}$
40,000円から80,000円まで	$(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

㊨ 旧生命保険料と新生命保険料の両方を支払った場合

㊦および㊧で求めた金額の合計額（最高限度額40,000円）

(イ) 介護医療保険料を支払った場合

年間の支払保険料の金額	生命保険料控除額
20,000円以下	支払った保険料の全額
20,000円から40,000円まで	$(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 10,000\text{円}$
40,000円から80,000円まで	$(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

(ウ) 個人年金保険料を支払った場合

㊦ 旧個人年金保険料のみを支払った場合

年間の支払保険料の金額	生命保険料控除額
25,000円以下	支払った保険料の全額
25,000円から50,000円まで	$(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 12,500\text{円}$
50,000円から100,000円まで	$(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 25,000\text{円}$
100,001円以上	一律に50,000円

① 新個人年金保険料のみを支払った場合

年間の支払保険料の金額	生命保険料控除額
20,000円以下	支払った保険料の全額
20,000円から40,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 10,000円
40,000円から80,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 20,000円
80,001円以上	一律に 40,000円

② 旧個人年金保険料と新個人年金保険料の両方を支払った場合

⑦および①で求めた金額の合計額（最高限度額 40,000円）

注1 生命保険料控除額の最高限度額は、120,000円となります。

2 支払った保険料は、支払う予定ではなく、現実に支払った保険料の金額をいいます。

3 剰余金の分配または割戻金の割戻しを受けた場合には、支払った保険料から剰余金または割戻金を差し引いた残額が、支払った保険料の金額となります。

複数の区分に該当する場合には、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの保険料等の金額から差し引きます。

4 郵便局の簡易保険の証明書には月額しか記載されていないので、支払った年額に引き直して「保険料控除申告書」に記入してください。

5 平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）については、主契約または特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等が各保険料控除に適用されます。

6 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。

③ 「保険料控除申告書」の提出と年末調整欄への転記

従業員より、加入している生命保険の内容と控除額の記載された「保険料控除申告書」を提出してもらいます。

「保険料控除申告書」に記載された生命保険料控除額を、年末調整欄の⑮欄に転記します。

添付書類

支払金額や控除を受けられることを証明する書類。ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る一般の生命保険料の金額が9,000円以下のものについては、証明する書類は不要です。

記入例 5-2 給与所得者の保険料控除申告書

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書									
所轄税務署長		給与の支払者の名称(氏名)		株式会社 日本産業		(フリガナ) あなたの氏名		タナカ イチ ロウ	
王子		給与の支払者の法人番号		11122334455667		あなたの住所又は居所		東京都北区神谷 2-3-X	
税務署長		給与の支払者の所在地(住所)		東京都北区神谷 2-3-X				東京都中野区江古田 1-2-X	

保険会社等	保険等の種類	保険期間又は契約者の氏名	保険金等の受取人	新・旧の区分	みなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた割合等)の金額	給与の支払者の
氏名	氏名	氏名	氏名	区分	(a)	支払者の
〇〇生命	終身	田中一郎	田中京子 妻	新・旧	40,000	
				新・旧		
				新・旧		
				新・旧		
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A (a)の金額を下の計算式1(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	計(①+②) ③	32,500
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 40,000 (b)の金額を下の計算式2(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	②と③のいずれか大きい金額 ④	32,500
××損保	医療	1年 田中一郎	田中一郎 本人		32,000	
(a)の金額の合計額		C 32,000		この金額を下の計算式1(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高40,000円) ⑥ 26,000
△△生命	個人年金	20年 田中一郎	田中一郎 本人	新・旧	56,000	
				新・旧		
				新・旧		
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D 56,000 (a)の金額を下の計算式1(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	計(④+⑤) ⑦	34,000
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E (b)の金額を下の計算式2(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	②と③のいずれか大きい金額 ⑧	34,000
計算式1(新保険料等)※		計算式2(旧保険料等)※		生命保険料控除額		計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円)
A, C又はDの金額		B又はEの金額		控除額の計算式		
30,000円以下		25,000円以下		B又はEの金額		
30,001円から40,000円まで		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円		
40,001円から80,000円まで		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+20,000円		
80,001円以上		100,001円以上		一律に50,000円		
		一律に10,000円		一律に50,000円		92,500

料 率	等	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
給与所得	控除後の給与等の金額	⑨							
所得金額調整控除額	(⑩-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0	⑩							
給与所得控除後の給与等の金額	(⑨-⑩)	⑪							
社会保険料等	給与等からの控除分(⑫+⑬)	⑫							
除税額	申告による社会保険料の控除分	⑬							
除税額	申告による小規模企業共済等給金の控除分	⑭							
生命保険料の控除額		⑮							
地震保険料の控除額		⑯							
配偶者(特別)控除額		⑰							
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑱							
基礎控除額		⑲							
所得控除額の合計額	(⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳							
差引課税所得金額(⑪-㉑)及び算出所得税額		㉑							
増徴額		㉒							
控除額		㉓							

計算例

旧生命保険料の支払金額 40,000円
 介護医療保険料の支払金額 32,000円
 新個人年金保険料の支払金額 56,000円

① 40,000円×1/2+12,500円= 32,500円
 ② 32,000円×1/2+10,000円= 26,000円
 ③ 56,000円×1/4+20,000円= 34,000円
 ①+②+③=92,500円

* この様式は、令和6年分の保険料控除申告書です。本年分の様式は、現時点(令和7年8月下旬)では公表されていません。

(6) 地震保険料控除額の計算 (⑩欄)

① 控除の対象となる地震保険料の範囲

控除の対象となる地震保険料は、平成19年分以後の各年において、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の所有する家屋・家財（注1）のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ、地震等損害（注2）によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金または共済金が支払われる損害保険契約等（注3）に基づいて支払った地震等損害部分の保険料または掛金をいいます。

注1 家財を保険の目的とする契約であっても、宝石、貴金属、書画、骨とうなどで1個または1組の価額が30万円を超えるものその他の生活に通常必要でない資産が保険の目的となっている家財のうちに含まれている場合には、この契約により支払う保険料のうち生活に通常必要な資産に対応する部分の保険料だけが控除の対象になります。

2 「地震等損害」とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流出による損害をいいます。

3 「損害保険契約等」とは、次に掲げる契約に附帯して締結されるものまたはその契約と一体となって効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約をいいます。

- (1) 損害保険会社または外国損害保険会社等と締結した損害保険契約のうち、一定の偶然的事故によって生ずることのある損害をてん補するもの（損害保険会社または外国損害保険会社等の締結した身体の傷害または疾病により保険金が支払われる一定の保険契約は除かれます。また、外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります）
 - (2) 農業協同組合と締結した建物更生共済契約または火災共済契約
 - (3) 農業協同組合連合会と締結した建物更生共済契約または火災共済契約
 - (4) 農業共済組合または農業共済組合連合会と締結した火災共済契約または建物共済契約
 - (5) 漁業協同組合、水産加工業協同組合または共済水産業協同組合連合会と締結した建物もしくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済契約または火災共済契約
 - (6) 火災共済協同組合と締結した火災共済契約
 - (7) 消費生活協同組合連合会と締結した火災共済契約または自然災害共済契約
 - (8) 消費生活協同組合法第10条第1項第4号の事業を行う次に掲げる法人と締結した自然災害共済契約
 - 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
 - 全通信労働者共済生活協同組合
 - 全日本自治体労働者共済生活協同組合
 - 電気通信産業労働者共済生活協同組合

② 地震保険料控除の対象とならない保険料等

次に掲げる保険料または掛金は地震保険料控除の対象となりません。

(ア) 地震等損害により臨時に生ずる費用またはその資産の取壊し、もしくは除去に係る費用その他これらに類する費用に対して支払われる保険金または共済金に係る保険料または掛金

(イ) 一の損害保険契約等の契約内容につき、次の算式により計算した割合が100分の20未満であることとされている場合における地震等損害部分の保険料または掛金(ア)に掲げるものを除きます)

$$\frac{\text{地震等損害により資産について生じた損失をてん補する保険金または共済金の額（注3）}}{\text{火災（注1）による損害により資産について生じた損失をてん補する保険金または共済金の額（注2）}} < \frac{20}{100}$$

注1 「火災」は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災を除きます。

2 損失の額をてん補する保険金または掛金の額の定めがない場合には、その火災により支払われることとされている保険金または共済金の限度額とします。

3 損失の額をてん補する保険金または共済金の額の定めがない場合には、その地震等損害により支払われることとされている保険金または共済金の限度額とします。

③ 控除額

控除額は、損害保険契約等に係る地震保険料を支払った場合に、地震保険料の金額の合計額（最高5万円）となります。ただし、剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたり、その剰余金や割戻金を保険料の払込みに充てたりした場合には、その年中に支払った保険料の合計額からその支払を受けたり払込みに充てたりした剰余金や割戻金の合計額を控除した残額が、支払った地震保険料の金額になります。

●経過措置

平成19年分の所得税から従来の損害保険料控除に代わり、地震保険料控除が適用されたため、経過措置として、平成19年分以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（注）に係る保険料等（以下「長期損害保険料等」といいます）を支払った場合には、上記にかかわらず、支払った地震保険料等（地震保険料控除の対象となる地震保険料及び長期損害保険料等）は、次の区分に応じて計算した金額とすることができます。

	支払った保険料等の区分	保険料等の金額		控除額
①	地震保険料等のすべてが地震保険料控除の対象となる損害保険契約等である場合	—	—	その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高5万円）
②	地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等（注）に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
			10,000円超 20,000円以下	10,000円＋（支払った保険料の合計額－10,000円）×1/2
			20,000円超	15,000円
③	①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	50,000円以下	その合計額
			50,000円超	5万円

* 上記①～③により控除額を計算する場合において、一の損害保険契約等または一の長期損害保険契約等が①または②に規定する契約のいずれにも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとして適用します。

注 「長期損害保険契約等」とは、次のすべてに該当する損害保険契約等をいいます（保険期間または共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます）。

- (1) 保険期間または共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他一定の契約（建物または動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済に係る契約）であること
- (2) 保険期間または共済期間が10年以上であること
- (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること

③ 保険料控除申告書の提出と年末調整欄への転記

従業員より、加入している損害保険の内容と控除額の記載された **保険料控除申告書** を提出してもらいます。

保険料控除申告書 に記載された地震保険料控除額を、年末調整欄の⑭欄に転記します。

また、旧長期損害保険料等の適用を受けた場合には、旧長期損害保険料支払額（◎の金額）を年末調整欄の旧長期損害保険料支払額欄に転記します。

添付書類

保険料の多少にかかわらず、保険料を支払ったことを証明する証明書を添付します。

記入例 5-3 給与所得者の保険料控除申告書

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書																																							
所轄税務署長 王子	給与の支払者の名称（氏名） 株式会社 日本産業	（フリガナ） あなたの氏名 田中 一郎	タナカ イチロウ																																				
	給与の支払者の法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所又は居所 東京都中野区江古田 1-2-×																																					
	給与の支払者の所在地（住所） 東京都北区神谷 2-3-×																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>保険会社等の名称</th> <th>保険等の種類</th> <th>保険等の契約者の氏名</th> <th>保険金の受取人の氏名</th> <th>新・旧長期損害保険料等の金額（円）</th> <th>給与の支払者の税務署</th> </tr> <tr> <td>地震保険料</td> <td>海上火災</td> <td>田中一郎</td> <td>田中一郎</td> <td>35,000</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td colspan="5">③のうち地震保険料の金額の合計額</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td colspan="5">③のうち旧長期損害保険料の金額の合計額</td> <td>⑤ 35,000</td> </tr> <tr> <td colspan="5">⑤のうち地震保険料の金額（円）</td> <td>⑥ 15,000</td> </tr> <tr> <td colspan="5">⑥のうち旧長期損害保険料の金額（円）</td> <td>⑦ 15,000</td> </tr> </table>				保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金の受取人の氏名	新・旧長期損害保険料等の金額（円）	給与の支払者の税務署	地震保険料	海上火災	田中一郎	田中一郎	35,000	④	③のうち地震保険料の金額の合計額					④	③のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					⑤ 35,000	⑤のうち地震保険料の金額（円）					⑥ 15,000	⑥のうち旧長期損害保険料の金額（円）					⑦ 15,000
保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金の受取人の氏名	新・旧長期損害保険料等の金額（円）	給与の支払者の税務署																																		
地震保険料	海上火災	田中一郎	田中一郎	35,000	④																																		
③のうち地震保険料の金額の合計額					④																																		
③のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					⑤ 35,000																																		
⑤のうち地震保険料の金額（円）					⑥ 15,000																																		
⑥のうち旧長期損害保険料の金額（円）					⑦ 15,000																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>社会保険の種類</th> <th>保険料を支払った氏名</th> <th>保険料を負担することになっている人（あなたが本年中に支払った保険料の金額）</th> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>田中一郎</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険</td> <td>田中一郎</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>国民年金保険</td> <td>田中一郎</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>介護保険</td> <td>田中一郎</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>合計（控除額）</td> <td></td> <td>60,000</td> </tr> </table>				社会保険の種類	保険料を支払った氏名	保険料を負担することになっている人（あなたが本年中に支払った保険料の金額）	健康保険	田中一郎	15,000	厚生年金保険	田中一郎	15,000	国民年金保険	田中一郎	15,000	介護保険	田中一郎	15,000	合計（控除額）		60,000																		
社会保険の種類	保険料を支払った氏名	保険料を負担することになっている人（あなたが本年中に支払った保険料の金額）																																					
健康保険	田中一郎	15,000																																					
厚生年金保険	田中一郎	15,000																																					
国民年金保険	田中一郎	15,000																																					
介護保険	田中一郎	15,000																																					
合計（控除額）		60,000																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種 別</th> <th>あなたが本年中に支払った掛金の金額</th> </tr> <tr> <td>独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計（控除額）</td> <td></td> </tr> </table>				種 別	あなたが本年中に支払った掛金の金額	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金		確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金		確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金		心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金		合計（控除額）																									
種 別	あなたが本年中に支払った掛金の金額																																						
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金																																							
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金																																							
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金																																							
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金																																							
合計（控除額）																																							

（源泉徴収簿）

区 分	金額	税 額
給与	15,000	
社会保険料		
健康保険料		
厚生年金保険料		
国民年金保険料		
介護保険料		
合計		

*この様式は、令和6年分の保険料控除申告書です。本年分の様式は、現時点（令和7年8月下旬）では公表されていません。

計算例

旧長期損害保険料の支払金額 35,000円
 35,000円＞20,000円 ∴15,000円

(7) 配偶者（特別）控除額の計算（⑰欄）

控除対象配偶者がある場合には配偶者控除額を、配偶者特別控除の対象となる配偶者がある場合には配偶者特別控除額を記載します。

① 配偶者控除額

居住者が控除対象配偶者（同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下の居住者の配偶者）を有する場合には、居住者の合計所得金額に応じた次の金額が配偶者控除額となります。

なお、同一生計配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が58万円以下である者（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人や白色事業専従者を除きます）をいいます。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

* 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上（昭和28年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

② 配偶者特別控除額

居住者が生計を一にする配偶者（合計所得金額が133万円以下であるものに限り）で控除対象配偶者に該当しないもの（合計所得金額が1,000万円以下である当該居住者の配偶者に限り）を有する場合には、居住者の合計所得金額及び配偶者の合計所得金額に応じた次の金額が配偶者特別控除額となります。

本人の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

〈参 考〉

「生計を一にする配偶者」とは

配偶者とは、法律上正式に婚姻届が提出されている配偶者をいいます。したがって、正式に婚姻届を提出していない、いわゆる、内縁の配偶者は、たとえ会社の給与規程の上で家族手当などの受給対象者となっても、その配偶者は税務上の控除対象配偶者にはなりません。法律上正式に婚姻届が提出されている配偶者である限り、その人が妻であっても、夫であってもさしつかえありませんから、例えば、夫に所得がなく妻に所得がある場合には、夫が妻の控除対象配偶者になります。

また、控除対象配偶者は、給与の支払を受ける人と生計を一にしている配偶者であることが一つの要件となっていますが、この場合の「生計を一にしている」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありません。

したがって、次のような場合には、それぞれ次のように取り扱われます。

- ① 勤務、療養などの都合で夫と妻とが日常の起居を共にしていない場合であっても、次の場合に該当するときは、その夫と妻は生計を一にするものとされます。

イ 日常の起居を共にしていない夫と妻とが、勤務などの余暇には起居を共にすることを常例としている場合

ロ 夫と妻との間において、常に生活費、療養費などの送金が行われている場合

- ② 夫と妻とが同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除いては、その夫と妻とは生計を一にするものとされます。

「給与所得」とは

俸給、給与、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます）は、給与所得となります。

給与所得の所得金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となります。

③ 配偶者控除等申告書の提出と年末調整欄への転記

配偶者（特別）控除を受けるためには、その年の最後の給与支払日の前日までに、配偶者控除等申告書を提出させます。

配偶者控除等申告書 に記載された控除額を年末調整欄の⑰欄に転記します。

また、配偶者の合計所得金額の見積額を年末調整欄の配偶者の合計所得金額欄に転記します。

記入例 6 給与所得者の配偶者控除等申告書

[illegible]

(8) 特定親族特別控除の計算 (⑰－2 欄)

① 特定親族特別控除額

居住者が特定親族を有する場合には、合計所得金額に応じた次の金額が特定親族特別控除額となります。なお、特定親族とは、居住者の親族で生計を一にする年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額123万円以下の者で控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。

合計所得金額		控除額
58万円超	85万円以下	63万円
85万円超	90万円以下	61万円
90万円超	95万円以下	51万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円

② 特定親族特別控除申告書の提出と年末調整欄外への転記

特定親族特別控除の適用を受けるためには、その年の最後の給与支払日の前日までに、特定親族特別控除申告書を提出させます。

特定親族特別控除申告書に記載された控除額を年末調整欄外に設定した⑰－2 欄に転記します。

記入例 7 給与所得者の特定親族特別控除申告書

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当する4+2、画面の3～1の1を正確に記入し、									
フリガナ	特定親族の個人番号	性別	生年月日 (年15.12生～年19.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	納税年度である特定親族生計を一にする事業	特定親族の本年の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額		
タナカ コウヘイ	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	長男	平成 18 年 8 月 21 日			1,080,000 円	210,000 円		
田中 弘平			平成 年 月 日						
○ 控除額の計算									
特定親族の本年の合計所得金額の見積額		58万円超85万円以下 63万円 85万円超90万円以下 61万円 90万円超95万円以下 51万円 95万円超100万円以下 41万円 100万円超105万円以下 31万円 105万円超110万円以下 21万円 110万円超115万円以下 11万円 115万円超120万円以下 6万円 120万円超123万円以下 3万円							
控除額		63万円 61万円 51万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円 3万円							
◆ 所得金額調整控除の計算 ◆ おおのの本年の所得金額の計算結果となる給与所得の金額が100万円以下の場合は、記載する金額はありません。									
源泉徴収簿									
10									
11									
12									
計 ① ② ③									
④ ⑤ ⑥									
特定親族特別控除額 (⑰-2) [210,000] 円									

(9) 扶養控除額および障害者等の控除額の合計額の計算 (⑱ 欄)

① 控除対象扶養親族等の定義および控除額

令和7年12月31日現在で、次の状況にある人

区 分		説 明	控除額
扶 養 親 族	控除対象	扶養親族〔所得者の親族（配偶者を除きます）および児童福祉法の規定により所得者に養育を委託された児童または所得者に養護を委託された老人で、その所得者と生計を一にする人（青色事業専従者として給与の支払を受ける人や白色事業専従者を除きます）のうち、合計所得金額が58万円以下の人〕のうち、年齢16歳以上の人（平成22年1月1日以前に生まれた人） ただし、年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、次に掲げる者のいずれかに該当する必要があります。 ① 留学により国内に住所および居所を有しなくなった者 ② 障害者 ③ 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	38万円
	特定	控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた人）	63万円
	老人	控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）（老人扶養親族） 老人扶養親族のうち、所得者またはその配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、所得者またはその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人（同居老親等）	同居老親等以外 48万円 同居老親等 58万円
族	【参考】 親族表		
	① 扶養親族の対象となる「親族（配偶者を除きます）」とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。 ② 肩書の数は、親等を示します。 ③ 点枠は姻族を、偶は配偶者を示します。		

区分	説 明	控除額
障 害 者	障害者の定義は細かく定められていますが、簡単にいいますと、 ① 心神喪失の常況にある人 ② 精神保健指定医その他の判定により、知的障害者と判定された人 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者と記載されている人 ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ⑥ 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 ⑧ 精神や身体に障害がある年齢65歳以上の人（昭和36年1月1日以前に生まれた人）で福祉事務所長の認定を受けている人 などをいい、所得者自身が障害者である場合または所得者の同一生計配偶者もしくは扶養親族のうちに障害者がある場合に控除されます。	27万円
特別 障害 者	障害者に該当する人のうち、心神喪失の常況にある人や重度の知的障害者と判定された人または障害の程度が1級もしくは2級の人などをいい、所得者自身が特別障害者である場合または、所得者の同一生計配偶者もしくは扶養親族のうちに特別障害者（同居特別障害者を除きます）がある場合に控除されます。	40万円
同居 特別 障害 者	特別障害者に該当する人のうち、所得者または所得者の配偶者もしくは所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいい、所得者の同一生計配偶者または扶養親族のうちに同居特別障害者がある場合に控除されます。	75万円
寡 婦	所得者が次のいずれかに該当する人 ① 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のいずれにも該当する人 - イ 扶養親族があること - ロ 合計所得金額が500万円以下であること - ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと ② 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人 - イ 合計所得金額が500万円以下であること - ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	27万円

区分	説 明	控除額
ひとり親	所得者が現に婚姻をしていない人または配偶者の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人 イ 所得金額の合計額が58万円以下である生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子を除きます）があること ロ 合計所得金額が500万円以下であること ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	35万円
勤労学生	所得者自身が次のすべての要件に該当する人 ① 次のいずれかに該当すること イ 学校教育法に規定する学校の学生、生徒または児童である人 ロ 国、地方公共団体または私立学校法に規定する学校法人および同法の規定により設立された法人が設置した各種学校の生徒で一定の課程を履修する人 ハ 前記ロの法人に準ずる法人（医療法人、社会福祉法人、宗教法人等）が設置した各種学校の生徒で一定の課程を履修する人 ニ 国、地方公共団体、学校法人、私立学校法の規定により設立された法人及び上記ハの医療法人等の設置した専修学校の生徒で一定の課程を履修する人 ホ 職業訓練法人の行う職業訓練法に基づく認定職業訓練を受ける人で、一定の課程を履修する人 ② 自分の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得または雑所得がある人 ③ 自分の勤労に基づく所得以外の各種所得の金額の合計額が10万円以下の人 ④ 合計所得金額が85万円以下の人 注 勤労学生控除の対象となる各種学校であるかどうかは、学校長あてに文部科学大臣からの証明書がでているかどうかによって判定することができます。	27万円

② 異動申告の確認

扶養控除等申告書の様式自体は改正されていませんが、扶養親族の合計所得金額要件の引き上げ（48万円→58万円）、勤労学生控除の合計所得金額要件の引き上げ（75万円→85万円）、ひとり親控除の子の総所得金額の合計額要件の引き上げ（48万円→58万円）により、新たに扶養親族を有することとなった場合や、勤労学生やひとり親に該当することとなった場合には、異動申告（追加記載）を求めることになります。

たとえば、同一生計の親族（16歳以上で特定親族以外）が給与所得のみで、給与収入が123万円の場合、改正前の合計所得金額は68万円（123万円－55万円）で48万円を超えるため控除対象扶養親族として申告していませんが、改正後の合計所得金額は58万円（123万円－65万円）で58万円以下となるため控除対象扶養親族に該当することになり、控除対象扶養親族として異動申告が必要となります。

- 夫

この申告書は、あなたの権利について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出する。また、その控除を受ける権利を主張している場合には、そのうちの一つを所定欄に提出することが必要である。

この申告書は、源泉徴収調整配賦調整、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族となる人がいない人から提出する必要がある。

この申告書の提出に当たっては、裏面の「申告についての注意」等をお読みください。



(源泉徴収簿)

区	分	金	税	額	人
給料・手当	①	額	額	額	人
給料・手当	①		③		
賞与	④		⑥		
計	⑦		⑧		
給付所得控除後の給与等の金額	⑨				
所得金額調整控除額 ($(7-8,500,000) \times 10\%$ 、マイナスの場合は0)	⑩				
給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後) (9-10)	⑪				
社会保険料等 申告による社会保険料の控除分	⑫				
控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑬				
生命保険料の控除額	⑭				
地震保険料の控除額	⑮				
配偶者(特別)控除額	⑯				
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰				
基礎控除額	⑱	380,000			
所得控除額の合計額 (12+13+14+15+16+17+18+19)	⑲				
課税所得金額(21-20)及び算出所得税額	⑳				
所得金額調整控除額 (有・無 ※ 適用の場合⑩に配賦)	㉑				
所得金額調整控除の適用 配偶者の合計所得金額 旧長期損害保険料支払額 (20のうち小規模企業共済等掛金の金額) (20のうち国民年金保険料等の金額) (20のうち国民年金保険料等の金額) (20のうち国民年金保険料等の金額)	㉒				

合計額は、次の早見表で求めます。

〈令和7年分の扶養控除額および障害者等の控除額の合計額の早見表〉

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額			
人 数	控 除 額	人 数	控 除 額
1 人	380,000 円	5 人	1,900,000 円
2 人	760,000 円	6 人	2,280,000 円
3 人	1,140,000 円	7 人	2,660,000 円
4 人	1,520,000 円	8 人 以 上	7 人を超える 1 人につき 380,000 円を 7 人の場合の 金額に加えた金額
② 障 害 者 等 の 控 除 の 加 算 場 合	㊴ 同居特別障害者に当たる人がある場合		1 人につき 750,000 円
	㊵ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる人がある場合、または給与の支払を受ける人がこれに当たる場合		1 人につき 400,000 円
	㊶ 一般の障害者に当たる人がある場合、または給与の支払を受ける人が一般の障害者、寡婦、または勤労学生に当たる場合		左の一に該当するとき 各 270,000 円
	㊷ 給与の支払を受ける人がひとり親に当たる場合		350,000 円
	㊸ 同居老親等に当たる人がある場合		1 人につき 200,000 円
	㊹ 特定扶養親族に当たる人がある場合		1 人につき 250,000 円
	㊺ 同居老親族以外の老人扶養親族に当たる人がある場合		1 人につき 100,000 円

*「②」欄の㊴㊵㊶について、配偶者については、同一生計配偶者が該当する場合となります。

*控除額の合計額は、「①」欄および「②」欄により求めた金額の合計額となります。

*上記の表には、基礎控除額、配偶者控除額および配偶者特別控除額、特定親族特別控除額は含まれていません。

〈「控除額の合計額の早見表」による控除額の求め方の例示〉

設例を「控除額の合計額の早見表」に当てはめると、控除額は次のようになります。

■ 所得者 配 同一生計配偶者 扶 扶養親族のうち年齢16歳未満の人	控扶 控除対象扶養親族 特 特定扶養親族 同居老親 老人扶養親族のうち同居老親等 老扶 同居老親等以外の老人扶養親族	障 障害者 特障 特別障害者 同居特障 同居特別障害者 ひ ひとり親 寡 寡婦 勤 勤労学生
---	--	--

区 分	設 例	早見表の当てはめる欄		求める控除額の合計額
		「①控除対象扶養家族の数に応じた控除額」欄	「②障害者等がある場合の控除の加算額」欄	
1 障害者である同一生計配偶者がいる人		1 人	ハ	380,000円 + 障 270,000円 650,000円
		2 人	ホ ヘ	760,000円 + 同居老親 200,000円 + 特 250,000円 1,210,000円
		2 人	ロ ハ ト ヘ	760,000円 + 特障 400,000円 + 障 270,000円 + 老扶 100,000円 + 特 250,000円 1,780,000円
2 上記1以外の人		3 人	イ ニ ヘ	1,140,000円 + 同居特障 750,000円 + ひ 350,000円 + 特 250,000円 2,490,000円
		2 人	イ ホ	1,140,000円 + 同居特障 750,000円 + 同居老親 200,000円 1,710,000円
		なし	ハ	0円 + 寡または勤 270,000円 270,000円

(10) 基礎控除額の計算 (⑱欄)

給与の支払を受ける人のうちに、基礎控除の適用を受ける人がある場合には、年末調整を行う時までに、その人から「基礎控除申告書」の提出を求め、その内容を確認して基礎控除額 (⑱ 欄) を求めます。基礎控除額は、給与の支払を受ける人の合計所得金額に応じた次の金額です。

合計所得金額		基礎控除額
	132万円以下	95万円
132万円超	336万円以下	88万円
336万円超	489万円以下	68万円
489万円超	655万円以下	63万円
655万円超	2,350万円以下	58万円
2,350万円超	2,400万円以下	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円

記入例 7 給与所得者の基礎控除申告書

税務署長 所在地 (住所) 氏名

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	4,761,000 円	3,368,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		3,368,000 円

○ 控除額の計算

☐ 132万円以下	95万円
☐ 132万円超 336万円以下	88万円
☒ 336万円超 489万円以下 (A)	68万円
☐ 489万円超 655万円以下	63万円
☐ 655万円超 900万円以下	58万円
☐ 900万円超 960万円以下 (B)	
☐ 960万円超 1,000万円以下 (C)	
☐ 1,000万円超 2,350万円以下	48万円
☐ 2,350万円超 2,400万円以下	32万円
☐ 2,400万円超 2,450万円以下	16万円
☐ 2,450万円超 2,500万円以下	

区分1
A
(左のA～Cを記載)

基礎控除の額
680,000 円

※「区分1」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

区分	金額	税額
給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑥
計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	
所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円×10%、マイナスの場合は0)	⑩	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪	
社会保険料等の控除 (⑪+⑫)	⑬	
除税等 申告による社会保険料の控除分	⑭	
控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑮	
生 命 保 険 料 の 控 除 額	⑯	
地 震 保 険 料 の 控 除 額	⑰	
配 偶 者 (特 別) 控 除 額	⑱	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲	
基 礎 控 除 額	⑳ 680,000	
所得控除額の合計額 (⑨+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳)	㉑	
差引課税給与所得金額 (㉑-㉒) 及び算出所得税額	㉒	㉓ (1,000円未満切捨て)
(特定増改基等) 住宅借入金等特別控除額	㉔	
年調所得税額 (㉓-㉔、マイナスの場合は0)	㉕	
年 調 年 税 額 (㉕ × 1 0 2 . 1 %)	㉖	㉗ (100円未満切捨て)
差引超過額又は不足額 (㉖-㉘)	㉘	
超過額 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉙	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉚	
差引還付する金額 (㉙-㉚-㉛)	㉛	
同上の 本年中に還付する金額	㉜	
うち 翌年において還付する金額	㉝	
不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額	㉞	
翌年に繰り越して徴収する金額	㉟	

(11) 所得控除額の合計額の計算 (⑳欄)

次の控除額の合計額を、年末調整欄の⑳欄に記入します。

社会保険料等控除額(給与等からの控除分)	区	分	金	額	税	額
社会保険料の控除額(申告分)	給	料	・	手	当	等
小規模企業共済等掛金の控除額(申告分)	①	3,861,000	③	43,920	円	
生命保険料の控除額	賞	与	等	④	900,000	⑥ 30,999
地震保険料の控除額	計	⑦ 4,761,000	⑧	74,149		
配偶者(特別)控除額	給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 3,368,000	所得金額調整控除の適用			
特定親族特別控除額	所得金額調整控除額	⑩ (⑦-8,500,000円×10%、マイナスの場合は0)	⑪ 3,368,000	配偶者の合計所得金額	(450,000円)	
扶養控除額、障害者(特別障害者)控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑫ 3,368,000	⑬ 777,507	旧長期損害保険料支払額	(35,000円)	
基礎控除額	社会保険料等	⑭ 給与等からの控除分(②+③)	⑮ 92,500	⑯ 15,000	⑰ 380,000	
	申告による社会保険料の控除分	⑯ 92,500	⑰ 380,000	⑱ 380,000	⑲ 680,000	
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑱ 680,000	⑳ 2,535,007	㉑ 832,000	㉒ 41,600	
	生命保険料の控除額	㉒ 41,600	㉓ 41,600	㉔ 41,600	㉕ 41,600	
	地震保険料の控除額	㉕ 41,600	㉖ 41,600	㉗ 41,600	㉘ 41,600	
	配偶者(特別)控除額	㉘ 41,600	㉙ 41,600	㉚ 41,600	㉛ 41,600	
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	㉛ 41,600	㉜ 41,600	㉝ 41,600	㉞ 41,600	
	基礎控除額	㉞ 41,600	㉟ 41,600	㊱ 41,600	㊲ 41,600	
	所得控除額の合計額	㊲ 41,600	㊳ 41,600	㊴ 41,600	㊵ 41,600	
	差引課税給与所得金額(㉑-㉒)及び算出所得税額	㊵ 41,600	㊶ 41,600	㊷ 41,600	㊸ 41,600	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㊸ 41,600	㊹ 41,600	㊺ 41,600	㊻ 41,600	
	年調所得税額(㊹-㊺、マイナスの場合は0)	㊻ 41,600	㊼ 41,600	㊽ 41,600	㊾ 41,600	
	不足額	㊾ 41,600	㊿ 41,600	㋀ 41,600	㋁ 41,600	
	本年最後の給与から徴収する金額	㋁ 41,600	㋂ 41,600	㋃ 41,600	㋄ 41,600	
	翌年に繰り越して徴収する金額	㋄ 41,600	㋅ 41,600	㋆ 41,600	㋇ 41,600	
	特定親族特別控除額(㉑-2)	㋇ 41,600	㋈ 41,600	㋉ 41,600	㋊ 41,600	

(12) 所得税額の計算 (㉑㉒欄)

① 差引課税給与所得金額の算出

年税額を計算する基礎となる差引課税給与所得金額㉑を求めます。

(給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)㉑) - (所得控除額の合計額㉒)

② 年税額の計算

差引課税給与所得金額㉑を基にして、次の速算表から算出所得税額を計算します。

所得税額の速算表			
課税給与所得金額(A)		税 額	
195万円以下		(A) × 5 %	
195万円超	330万円以下	(A) × 10 % -	97,500円
330 "	695 "	(A) × 20 % -	427,500円
695 "	900 "	(A) × 23 % -	636,000円
900 "	1,800 "	(A) × 33 % -	1,536,000円
1,800 "	1,805 "	(A) × 40 % -	2,796,000円

- (注) 1 (A)の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
2 課税給与所得金額が1,805万円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

③ 年末調整欄への転記

差引課税給与所得金額と年税額を、それぞれ年末調整欄の②①欄と②②欄に記入します。

なお、②①欄は1,000円未満を切り捨ててください。

	申告月日	配偶者		扶養親族等		扶養親族等		扶養親族等		扶養親族等		扶養親族等		扶養親族等					
		有・無	人	有・無	人	有・無	人	有・無	人	有・無	人	有・無	人	有・無	人				
等の申告 各種控除額	当初	有・無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無					
	/	有・無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無					
控除額	収入割増率(万円)																		
	合計(万円)		38	63	58	48	27	40	75	27	(注) 配偶者 扶養親族等	27							
区 分	給料・手当等	①	3,861,000		円	③	43,920		円										
	賞与等	④	900,000			⑥	30,999												
	計	⑦	4,761,000			⑧	74,919												
	給与所得控除後の給与等の金額	⑨	3,368,000			所得金額調整控除の適用 有・無 (※ 適用有の場合は⑩に記載)													
	所得金額調整控除額 ((⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩	(1円未満四捨五入、最高150,000円)																
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪	3,368,000																	
社会保険料等 申告による社会保険料の控除分 控除額	給与等からの控除分(⑫+⑬)	⑫	777,507			配偶者の合計所得金額 (450,000) 円 旧長期損害保険料支払額 (35,000) 円 ⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 () 円 ⑬のうち国民年金保険料等の金額 () 円													
	生命保険料の控除額	⑮	92,500																
	地震保険料の控除額	⑯	15,000																
	配偶者(特別)控除額	⑰	380,000																
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	380,000																
	基礎控除額	⑲	680,000																
	所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳	2,535,007																
	差引課税給与所得金額(㉑-㉒)及び算出所得税額	㉑	(1,000円未満切捨て) 832,000													㉓	41,600		
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉔														㉕	41,600		
	年調所得税額(㉖-㉗、マイナスの場合は0)	㉖														㉘	41,600		
年調年税額(㉙×10.2%)	㉙				㉚	42,400													
差引超過額又は不足額(㉛-㉜)	㉛				㉝	32,519													
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉞				㉟	32,519												
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㊱				㊲	32,519												
	差引還付する金額(㊳-㊴-㊵)	㊳				㊶	32,519												
	同上の本年中に還付する金額うち翌年において還付する金額	㊷				㊸	32,519												
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㊹				㊺													
	翌年に繰り越して徴収する金額	㊻				㊼													

特定親族特別控除額(㉟-㊼) [210,000] 円

(13) 住宅借入金等特別控除額の控除（㉓欄）

居住者（61ページ参照）が、国内において、一定の要件を満たす新築家屋や中古家屋を取得（居住者と生計を一にする配偶者その他特別の関係がある人からの中古住宅の取得及び贈与によるものを除きます）し、または居住用家屋の増改築等（以下これらを「取得等」といいます）をして、これらの家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等の部分に限ります）を令和4年12月31日までの間にその人の居住の用に供した場合（取得等をした日から6カ月以内に居住の用に供した場合に限ります）において、その人がこれらの家屋の取得等について、一定の要件を満たす借入金や賦払債務（以下「借入金等」といいます）があるときは、その居住の用に供した年（以下「居住年」といいます）以後10年間又は13年間（バリアフリー改修促進税制等の場合は5年間の各年（同日以後、原則としてその年の12月31日まで引き続き居住の用に供している年に限ります）のうち、合計所得金額が3,000万円（令和4～6年中居住分については2,000万円、令和4～6年中居住分で特例居住用家屋、特例認定住宅等については、1,000万円）以下である年について、借入金等の年末残高を基にして計算した金額を所得税から控除（税額控除）する制度です。

- 注** 1 特例居住用家屋とは、床面積が40㎡以上50㎡未満で令和5年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた居住用家屋をいいます。
- 2 特例認定住宅等とは、床面積が40㎡以上50㎡未満で令和6年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた認定住宅等をいいます。

① 住宅を居住の用に供した日の区分に応じた制度の概要

この控除は1年限りのものではなく、しかも2年目以降は年末調整の際に控除できるようになっています。また、制度の改正がたびたび行われていますので、控除額の計算その他について、どの区分に当たるかを承知しておく必要があります。

【令和3年12月31日まで居住の場合】

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額
平成28年1月1日～令和3年12月31日 【特定取得の場合】	全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{借入金等の年末残高} 4,000 \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\% \quad (\text{最高} 40 \text{万円})$
平成28年1月1日～令和3年12月31日 【特定取得以外の場合】	全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{借入金等の年末残高} 2,000 \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\% \quad (\text{最高} 20 \text{万円})$
平成28年1月1日～令和3年12月31日 【認定長期優良住宅で特定取得の場合】	全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{借入金等の年末残高} 5,000 \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\% \quad (\text{最高} 50 \text{万円})$
平成28年1月1日～令和3年12月31日 【認定長期優良住宅で特定取得以外の場合】	全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{借入金等の年末残高} 3,000 \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\% \quad (\text{最高} 30 \text{万円})$

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額
令和元年10月1日～令和2年12月31日 【特別特定取得の場合】	居住年から1～10年目 $\left(\text{借入金等の年末残高} 4,000 \text{ 万円以下の部分の金額} \right) \times 1\% \quad (\text{最高} 40 \text{ 万円})$
令和元年10月1日～令和2年12月31日 【認定長期優良住宅で特別特定取得の場合】	居住年から1～10年目 $\left(\text{借入金等の年末残高} 5,000 \text{ 万円以下の部分の金額} \right) \times 1\% \quad (\text{最高} 50 \text{ 万円})$
令和3年1月1日～令和3年12月31日 【特別特例取得の場合】	居住年から1～10年目 $\left(\text{借入金等の年末残高} 4,000 \text{ 万円以下の部分の金額} \right) \times 1\% \quad (\text{最高} 40 \text{ 万円})$
令和3年1月1日～令和3年12月31日 【認定長期優良住宅で特別特例取得の場合】	居住年から1～10年目 $\left(\text{借入金等の年末残高} 5,000 \text{ 万円以下の部分の金額} \right) \times 1\% \quad (\text{最高} 50 \text{ 万円})$

【令和4・5年居住の場合】

令和4年1月1日～令和5年12月31日	全期間（13年間） $\left(\text{借入金等の年末残高} 3,000 \text{ 万円以下の部分の金額} \right) \times 0.7\% \quad (\text{最高} 27.3 \text{ 万円})$
令和4年1月1日～令和5年12月31日 【省エネ基準適合住宅の場合】	全期間（13年間） $\left(\text{借入金等の年末残高} 4,000 \text{ 万円以下の部分の金額} \right) \times 0.7\% \quad (\text{最高} 36.4 \text{ 万円})$
令和4年1月1日～令和5年12月31日 【ZEH水準省エネ住宅の場合】	全期間（13年間） $\left(\text{借入金等の年末残高} 4,500 \text{ 万円以下の部分の金額} \right) \times 0.7\% \quad (\text{最高} 40.95 \text{ 万})$
令和4年1月1日～令和5年12月31日 【認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合】	全期間（13年間） $\left(\text{借入金等の年末残高} 5,000 \text{ 万円以下の部分の金額} \right) \times 0.7\% \quad (\text{最高} 45.5 \text{ 万円})$

【令和6年居住の場合】

令和6年1月1日～令和6年12月31日 【令和5年12月31日までに建築確認を受けたものまたは令和6年6月30日までに建築されたもの（ただし、特例居住用家屋に該当する場合は、令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの）】	全期間（10年間） $\left(\text{借入金等の年末残高} 2,000 \text{ 万円以下の部分の金額} \right) \times 0.7\% \quad (\text{最高} 14 \text{ 万円})$
令和6年1月1日～令和6年12月31日 【省エネ基準適合住宅の場合】	全期間（13年間） $\left(\text{借入金等の年末残高} 3,500 \text{ 万円以下の部分の金額} \right) \times 0.7\% \quad (\text{最高} 31.85 \text{ 万円})$

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額
令和6年1月1日～令和6年12月31日 【省エネ基準適合住宅で特例対象個人の場合】	全期間（13年間） $\left(\text{借入金等の年末残高}4,000 \right) \times 0.7\% \quad (\text{最高}36.4\text{万円})$ 万円以下の部分の金額
令和6年1月1日～令和6年12月31日 【ZEH水準省エネ住宅の場合】	全期間（13年間） $\left(\text{借入金等の年末残高}4,000 \right) \times 0.7\% \quad (\text{最高}36.4\text{万円})$ 万円以下の部分の金額
令和6年1月1日～令和6年12月31日 【ZEH水準省エネ住宅で特例対象個人の場合】	全期間（13年間） $\left(\text{借入金等の年末残高}4,500 \right) \times 0.7\% \quad (\text{最高}40.95\text{万円})$ 万円以下の部分の金額
令和6年1月1日～令和6年12月31日 【認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合】	全期間（13年間） $\left(\text{借入金等の年末残高}4,500 \right) \times 0.7\% \quad (\text{最高}40.95\text{万円})$ 万円以下の部分の金額
令和6年1月1日～令和6年12月31日 【認定長期優良住宅・認定低炭素住宅で特例対象個人の場合】	全期間（13年間） $\left(\text{借入金等の年末残高}5,000 \right) \times 0.7\% \quad (\text{最高}45.5\text{万円})$ 万円以下の部分の金額

- 注** 1 省エネ基準適合住宅とは、ZEH水準省エネ住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋（断熱等性能等級4以上および一次エネルギー消費量等級4以上の家屋）に該当するものとして証明がされたものをいいます。
- 2 ZEH水準省エネ住宅とは、認定住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋（断熱等性能等級5以上および一次エネルギー消費量等級6以上の家屋）に該当するものとして証明がされたものをいいます。
- 3 認定低炭素住宅とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋および同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当するものとして証明がされたものをいいます。
- 4 認定長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当するものとして証明がされたものをいいます。
- 5 特例対象個人とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者または年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいいます。

*バリアフリー改修促進税制、省エネ改修促進税制、住宅耐震改修促進税制の場合は異なります。

- 注** 1 控除額は100円未満の端数を切り捨てます。
- 2 令和7年（本年）中に居住の用に供した人の本年分の住宅借入金等特別控除は、確定申告でしか受けられません。
- 3 特定取得とは、住宅の取得等をした家屋の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の額が8%または10%の税率によるものである場合をいいます。
- 4 特別特定取得とは、住宅の取得等をした家屋の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が10%の税率によるものである場合をいいます。
- 5 特別特例取得とは、特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の住宅の取得等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に締結されているものをいいます。
- ① 居住用家屋の新築又は認定住宅の新築の場合

……令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

- ② 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得、居住の用に供する家屋の増改築等又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得の場合

……令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

② 家屋の要件

（ア）新築家屋

- イ 床面積が50㎡以上（令和4～6年中居住分で特例居住用家屋、特例認定住宅等については、40㎡以上50㎡未満）であること
- ロ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されること

（イ）中古家屋

- イ 新築家屋のイ、ロと同じ
- ロ 建築後使用されたことのあるものであること
- ハ 耐火建築物については、その取得日以前25年以内、耐火建築物以外の建物については、その取得の日以前20年以内に建築されたものであること
- ニ 地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準またはこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅であること

（ウ）居住用家屋の増改築等

増築や改築、建築基準法上の大規模の修繕、大規模の模様替の工事および地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕または模様替えの工事で、次の要件を満たすもの

- イ その工事に要した費用の額が100万円を超えること
- ロ 工事部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事費用の額が、その工事費用の総額の2分の1以上であること
- ハ 工事後の床面積が50㎡以上であること
- ニ 工事後の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されること

③ 借入等の要件

控除の対象とされる借入金は、次に掲げる住宅の取得等のための借入金や債務ですが、住宅の取得等と共にする対象住宅の敷地の用に供される土地（借地権等を含みます）の取得のための借入金や債務が含まれます。

- （ア）取得等に要する資金に充てるために金融機関、住宅金融公庫、地方公共団体その他その資金の貸付けを行う一定の者から借り入れた借入金（その債務に類する一定の債務を含みます）で、償還期間が10年以上のもの
- （イ）建設業者に対する工事の請負代金に係る債務または宅地建物業者、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他居住用家屋の分譲を行う一定の者に対する取得等に係る債務（その債務に類する一定の債務を含みます）で、賦払期間が10年以上のもの
- （ウ）独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他一定の者を当事者とする中古家屋の取得に係る債務の承継に関する契約に基づくこれらの法人に対する債務（その債務に類する一定の債務を含みます）で、承継後の賦払期間が10年以上のもの

(エ) 取得等の資金に充てるために使用者から借り入れた借入金または使用者に対する取得等の対価に係る債務（これらの借入金または債務に類する一定の債務を含みます）で、償還期間または賦払期間が10年以上のもの

注 その借入金または債務が無利息または利息が著しく低い金利のものとなる場合のその借入金または債務は含まれません。

④ 住宅借入金等特別控除が受けられない場合

この控除を受けるためには、上記のとおりいろいろな要件がつけられていますが、このほか、住宅に居住した人が、その居住した年の前々年からその居住した年の翌々年までの間に、居住用財産の3,000万円控除などの課税の特例の適用を受ける場合には、この住宅借入金等特別控除を受けることはできません。

この場合、その居住の年の翌年または翌々年に、この課税の特例等の適用を受けることとなったときは、住宅借入金等特別控除を受けた年分の所得税について修正申告書等を提出し、すでに受けた住宅借入金等特別控除に相当する税額を納付することになります。

⑤ 控除を受ける手続

住宅借入金等特別控除は、最初の年分については本人が確定申告書（65ページ参照）を提出して控除を受けなければなりません。その後の年分については年末調整の際に控除を受けることができます。年末調整の際にこの控除を受けるためには、その年最後の給与の支払を受ける日の前日まで（実務的には、保険料控除申告書等と同じくなるべく早め）に、給与の支払者に住宅借入金等特別控除申告書（年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書兼用様式、最初の年分について確定申告した税務署から本人あてに送付されます）に、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（借入等を行った金融機関等から交付を受けます）を添付して提出する必要があります。

注 令和5年以後に、新築等をして居住の用に供した人で、令和5年分または令和6年分の確定申告で住宅借入金等特別控除の適用を受けた人が、令和6年分以降、年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、電子交付された住宅借入金等特別控除証明書のデータをダウンロードして、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書のデータ又は書面とあわせて給与の支払者に提出することになります。

なお、給与の支払者が電子データの提出を受付できず、書面でしか受領できない場合は、QRコード付証明書等作成システムを利用して、書面で出力して提出します。

⑥ 転勤等による転出・再居住の取扱い

転勤等やむを得ない事由により居住の用に供さなくなった後、その事由がやんで再居住した場合には、一定の要件の下で、再居住年以後の各適用年について控除の再適用が受けられます。

この特例の適用を受けるためには、居住の用に供しなくなる日までに転勤の事由等を記載した「届出書」等を住所地の所轄税務署長に提出する必要があります。

⑦ 取得年の転勤等

住宅の取得等をして居住の用に供した居住者が、その年の12月31日までの間に転勤等やむを得ない事由によりその居住の用に供しなくなった後、当該事由がやんで再居住した場合には、一定の

要件の下で、再居住年以後の各適用年について住宅借入金等特別控除の適用を受けられます。

⑧ その年中に再居住した場合

住宅の取得等をして居住の用に供した居住者が、その年の12月31日までに勤務先からの転任の命令等やむを得ない事情によりその住宅をその者の居住の用に供しなくなった後、当該事由がやんで、その年の12月31日までに再居住した場合には、一定の要件の下で、再居住年以後の各適用年について住宅借入金等特別控除の適用を受けられます。

(14) 年調所得税額の計算 (24 欄)

住宅借入金等特別控除申告書の提出がある場合は、住宅借入金等特別控除額を控除した残額（100円未満切捨て）が年調所得税額となります。なお、住宅借入金等特別控除額のほうが多くて、上記の金額が赤字の場合は、24 欄には 0 と記入してください。

$$(\text{算出所得税額 } 22) - (\text{住宅借入金等特別控除額 } 23) = (\text{年調所得税額 } 24)$$

* 令和 6 年分に適用された定額減税は、令和 7 年分はありません。

(15) 年調年税額の計算 (25 欄)

$$(\text{年調所得税額 } 24) \times 102.1\% = (\text{年調年税額 } 25)$$

年調所得税額に復興特別所得税額（所得税額の2.1%）を加算した額が年調年税額となります。年調年税額に100円未満の端数がある場合には、切り捨てます。

(16) 差引超過額又は不足額の計算 (26 欄)

$$(\text{年調年税額 } 25) - (\text{源泉徴収税額計 } 8)$$

なお、源泉徴収税額より年調年税額のほうが多いときは、「差引超過額又は不足額」の「不足額」を、差引年税額のほうが少ないときは「超過額」を、○で囲み、「超過額」の場合はその金額の頭部に△印をつけて記入します。

(17) 超過額又は不足額の精算 (27～33 欄)

27～33 欄で過不足額の精算をします。

① 本年最後の給与または未払の給与から徴収する税額に充当する金額 27 28

(ア) 本年最後に支払う給与に対する税額の計算を省略して 0 としている設例の場合には、27 欄は空欄とします。

本年最後に支払う給与に対する税額の計算を省略しないで、通常どおり計算している場合（この場合は、実際には徴収していない税額が、徴収したことにして⑧欄の金額に含まれています）には、26 欄の過納額は、まず、本年最後に支払う給与に対する本年の徴収税額に充当する必要がありますから、その充当する金額を27 欄に記入します。

区	分	金	額	税	額
給料・手当等	①	3,861,000	円	③	43,920 円
賞与等	④	900,000		⑥	30,999
計	⑦	4,761,000		⑧	74,919
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	3,368,000		所得金額調整控除の適用 有(無) (※ 適用有の場合は⑩に記載)	
所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩	(1円未満切上げ、最高150,000円)			
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪	3,368,000		配偶者の合計所得金額 (450,000 円)	
社会保険料等	⑫	777,507		旧長期損害保険料支払額 (35,000 円)	
申告による社会保険料の控除分	⑬			⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭			⑬のうち国民年金保険料等の金額 (円)	
生命保険料の控除額	⑮	92,500			
地震保険料の控除額	⑯	15,000			
配偶者(特別)控除額	⑰	380,000			
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	380,000			
基礎控除額	⑲	680,000			
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳	2,535,007			
差引課税給与所得金額(⑪-㉑)及び算出所得税額	㉑	(1,000円未満切捨て) 832,000		㉒	41,600
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓			㉔	41,600
年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)	㉔			㉕	(100円未満切捨て) 42,400
年調年税額(㉔×102.1%)	㉕			㉖	32,519
差引超過額又は不足額(㉕-㉖)	㉖			㉗	
超過額	㉗			㉘	
の精算	㉘			㉙	32,519
不足額	㉙			㉚	
の精算	㉚			㉛	

特定親族特別控除額(⑰-2) [210,000] 円

(イ) ㉖欄に過納額が生じていても、そのうちに、たとえば11月分の給与が未払であるなど、給与が未払であるためまだ徴収していない部分の金額が含まれている場合には、その未徴収の部分の税額はまだ徴収していないわけですから、㉖欄の過納額は、その未徴収の部分の税額に充当する必要があります。このような場合、その充当する金額を㉕欄に記入します。

② 差引還付する金額 ㉙

㉖-㉗-㉘の金額を記入します。

③ 本年中に還付する金額 ㉙および翌年に繰り越して還付する金額 ㉚

還付額は、給与の支払者が12月分(納期の特例適用者(140ページ参照)の場合には、7～12月分)として納付する給与、退職金および弁護士、司法書士、税理士等の報酬・料金などに対する源泉徴収税額のうちから控除して還付し、これによって還付しきれないものは、その後の給与などに対する源泉徴収税額のうちから順次控除して還付します。

㉙欄には、本年中に還付する金額を記入し、翌年において還付する金額があれば㉚欄に記入します。

〈参 考〉

税務署からの還付

年末調整による過納額の還付ができなくなった場合（給与の支払者が解散等によって、給与の支払者でなくなった場合とか、本人への還付が2カ月を経過しても、なお終わらないような場合その他）には、各人の還付すべき金額およびそのうち還付できなくなった過納額についての明細を記載した「残存過納額明細書」に源泉徴収簿の写し、委任状などを添えて税務署に提出すれば、税務署から一括して給与の支払者に還付されます。

記入例 8 残存過納額明細書

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

税務署受付印		※整理番号		100	
		〒 115-XXXX 東京都北区神谷 2-3-× 電話 03 - 3900 - XXXX			
令和 8 年 1 月 12 日		住所又は所在地		東京都区部 神谷 2-3-×	
		(フリガナ)		カ) ニホンサンギョウ	
		氏名又は名称		株式会社 日本産業	
		個人番号又は法人番号		1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	
王子 税務署長殿		(フリガナ)		ヤマダ カズオ	
		代表者氏名		山田 和夫	
令和 7 年分年末調整により生じた過納額については、次の事由により還付することができなくなったので、所得税法施行令第313条第2項の規定により、下記のとおり還付を請求します。					
(該当する事由のチェック欄に✓印を付してください。)					
☒ 解散・休業等（異動の日 令和 8 年 1 月 11 日） ☐ 徴収すべき税額がなくなった					
☐ 2 月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている（2 月を経過する日までに過納額の全額を還付することが困難）					
還付を受けようとする年末調整により生じた過納額				13,190 円	
還付金の受領人		(注)源泉徴収義務者(代理人)が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。			
☒ 源泉徴収義務者(代理人)		イ 銀行等		ロ ゆうちょ銀行の貯金口座	
☐ 直接本人		銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所		貯金口座の記号番号 _____ ハ 郵便局等窓口 王子	

残 存 過 納 額 明 細 書

住 所	氏 名	年末調整 による 超過額 A	A のうち現在までに 充当又は還付した額		差引残存 過 納 額 (A-B) C	年末調整 を行った 年 月 日	※ 税 務 署 整 理 欄	
			月 日	金 額 B			還付加算金 日数 金 額 D	還付額合計 (C+D) E
世田谷区用賀4-4-×	山田 和夫	4,680 円	12・25	1,000 円	3,680 円	7・12・25	日 円	円
目黒区目黒10-15-×	鈴木 一郎	3,915	12・25	1,000	2,915	7・12・25		

給与の支払者が、この明細書を税務署に提出した場合には、たとえその後、給与の支払者において還付できる状態になっても、税務署から特に指示を受けた場合のほかは、その残存過納額を還付してはいけないことになっています。

④ 本年最後の給与から徴収する金額 ③ および翌年に繰り越して徴収する金額 ③

②⑥ 欄の不足額は、本年最後に支払う給与から徴収し、なお、不足額が残る場合には、翌年支払う給与から順次徴収します。③② 欄と ③③ 欄には、その不足額の徴収状況に応じ記入します。

なお、本年最後に支払う給与に対する税額の計算を省略し、0 として年末調整を行った場合に生じた不足額はそのまま徴収の対象となり、本年最後に支払う給与に対する税額の計算を省略せず、通常どおり計算して⑧欄に徴収税額として加え年末調整を行った場合の不足額は、いわば計算上の不足額ですから、本年最後に支払う給与からは、不足額と本来の徴収税額を合わせて徴収することになります。

〈参 考〉

不足額の徴収繰延

不足額の全額を本年最後に支払う給与から徴収すると、12月の税引手取給与の金額が、本年1月から11月までの間の税引手取給与の平均月額70%未満となる人は、**年末調整による不足額徴収繰延承認申請書** を税務署に提出し、税務署の承認を得て、不足額の徴収を繰り延べることができます。

記入例 9 不足額徴収繰延承認申請書

令和 7 年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書												令和 5 年 12 月 22 日提出														
王子 税務署長 殿		給与等の支払者		住所又は所在地		〒115-XXXX 東京都北区神谷 2-3-X																				
				氏名又は名称		株式会社 日本産業																				
				個人番号又は法人番号		1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7																				
所得税法第 192 条第 2 項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。																										
徴収繰延承認申請者	所属部課名	専務				申請年月日																				
	住所	中野区新山 3-1-X																								
	氏名	山田花子																								
繰延承認を受ける額	給与の最終支払月中に支払われる給与	A	100,000	給与に対する源泉徴収税額	B	2,630	年末調整による不足額	C	75,440	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C)	D	21,930	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額	E	260,606	平均月額額の7割相当額 (E×70%)	F	182,424	平均月額額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F-D)	G	160,494	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C-G)	H		徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は (C-H) の1/2	備考
税理士署名																										
※ 税務署処理欄	起案	・	・	決裁	署長	副署長	統括官	担当者	(却下の理由)					既未済欄	整理簿	通知書										
	決裁	・	・																							
	施行	・	・																							
	処理	承認	却下																							
番号確認		身元確認		承認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()																						
□ 済		□ 未済																								

03.06 改正

提出期限 …… 本年最後の給与の支払日の前日

この不足額は、本年最後に支払う給与に対する税額の計算を省略しないで年末調整を行った場合に生じる不足額をいいます。

6 年末調整終了後の事務

年末調整を終え、ヤレヤレといったところですが、まだ一息つくわけにはいきません。年末調整終了後の事務が残されているからです。つまり、年末調整で精算された所得税の納付であり、給与支払報告書の作成等です。本来、この事務は1月10日または1月31日までに処理すればよいのですが、年末調整と深く関連していますので、できれば同時にその準備をやっておいたほうがよいでしょう。

(1) 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の作成

給与の支払を受ける人の各人ごとに、源泉徴収簿の「年末調整」欄の記載事項に従って「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」を作成し、翌年1月31日までに、所轄の税務署と市町村へ提出するとともに、給与の支払を受ける人にも交付しなければなりません。なお、給与の支払を受ける人の承諾を得て書面による交付に代えて電磁的方法（電子メール等）により、提供することができます。

それでは、実務に従って説明します。

- ① 源泉徴収簿兼賃金台帳の「年末調整欄⑦の金額」を基に2つに分類します。その金額によって、記入する用紙が異なります。ただし、法人の役員等の場合は、106ページの「提出範囲」を参照してください。

- 500万円超 オレンジ色の給与支払報告書（3枚複写）
- 500万円以下 グリーン色の給与支払報告書（2枚複写）

- ② 税務署提出用には、受給者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族、特定親族の個人番号と、給与の支払者の法人番号または個人番号を記載します。また、給与支払報告書（市区町村提出用）には、それに加えて、16歳未満の扶養親族（控除対象扶養親族ではない扶養親族）の個人番号も記載します。

ただし、受給者交付用には、個人番号、法人番号は一切記載しません。

- ③ 源泉徴収簿兼賃金台帳の「年末調整」欄から必要事項を転記します。

なお、源泉徴収票の様式改正により、i「特親」欄には、特定親族の数を記載、ii「特定親族特別控除の額」欄には、特定親族特別控除額を記載（源泉徴収簿⑰－2欄から転記）、iii 特定親族特別控除額がある場合には、特定親族に係る各人別の特定親族特別控除額および合計所得金額を「摘要」欄に記載することになります。

令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は 居所	東京都中野区江古田 1-2-×		(受給者番号)																			
				(個人番号)																			
				1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																			
				(役職名)																			
						氏名		(フリガナ) タ ナカ イチロウ 田中 一郎															
種 別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額									
給料・賞与		内 4 761 千 000 円				3 368 千 000 円				2 955 千 007 円				内 21 千 000 円									
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)								16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数							
有 配偶者 老人		千 円		特 定		老 人		そ の 他		特 親		人		特 別		そ の 他							
○		380 000						1		1													
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額							
630 000 円				777 507 円				92 500 円				15 000 円											
(摘要)																							
田中弘平 特定親族特別控除額630,000円、合計所得金額600,000円																							
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額													
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)													
				居住開始年月日(2回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)													
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) タ ナカ キヨウコ		氏名		田中 京子		個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		配偶者の合計所得		450,000 円		国民年金保険料等の金額							
														基礎控除の額		680,000 円							
																旧長期損害保険料の金額							
																35,000 円							
																所得金額調整控除額							
1		(フリガナ) タ ナカ フミコ		氏名		田中 文子		個人番号		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		16歳未満の扶養親族				(備考)							
2		(フリガナ) タ ナカ コウヘイ		氏名		田中 弘平		個人番号		4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5													
3		(フリガナ)		氏名				個人番号															
4		(フリガナ)		氏名				個人番号															
未成年者		外国		死亡退職者		災害者		乙欄		本人が障害者の特 別 所 属 区 分		ひとり親 労働者 学生		中途就・退職		受給者生年月日							
																昭和 52 5 10							
(税務署提出用)		個人番号又は法人番号		1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7		(右詰で記載してください。)																	
		住所(居所)又は所在地		東京都北区神谷 2-3-×																			
		氏名又は名称		株式会社 日本産業												(電話) 03-3900-XXXX							
整理欄																375							

記入例 11 給与支払報告書（個人別明細書）

7 給与支払報告書（個人別明細書）	※ 区分															※ 種 別															※ 整理番号															※														
	住所 東京都中野区江古田 1-2-×															(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2															役職名 (フリガナ) タ ナカ イチロウ 氏 名 田 中 一 郎																													
	種別		支 払 金 額					給与所得控除後の金額 (調整控除後)					所得控除の額の合計額					源泉徴収税額																																										
	給与・賞与		内 4 761 千 000 円					3 368 千 000 円					2 955 千 007 円					内 21 千 000 円																																										
	(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額					控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)					16歳未満扶養親族の数					障害者の数 (本人を除く。)					非居住者である親族の数																																					
	有 従有		380 千 000 円					特定 老人					その他 特親					人 人 人 人					人 人 人 人																																					
	○		380 千 000 円					人 人 人 人					1 人 1 人 人					人 人 人 人					人 人 人 人																																					
	特定親族特別控除の額					社会保険料等の金額					生命保険料の控除額					地震保険料の控除額					住宅借入金等特別控除の額																																							
630 千 000 円					777 千 507 円					92 千 500 円					15 千 000 円					千 円																																								
(摘要)																																																												
田中弘平 特定親族特別控除額630,000円、合計所得金額600,000円																																																												
生命保険料の金額の内訳					新生命保険料の金額					旧生命保険料の金額					介護医療保険料の金額					新個人年金保険料の金額					旧個人年金保険料の金額																																			
円					円					40,000 円					円					32,000 円					56,000 円																																			
住宅借入金等特別控除の適用数					居住開始年月日(1回目)					住宅借入金等特別控除区分(1回目)					住宅借入金等年末残高(1回目)					円																																								
住宅借入金等特別控除可能額					居住開始年月日(2回目)					住宅借入金等特別控除区分(2回目)					住宅借入金等年末残高(2回目)					円																																								
(源泉・特別)控除対象配偶者					タ ナカ キヨウコ					氏 名 田 中 京 子					区分					配偶者の合計所得					円																																			
個人番号					2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3					450,000 円					国民年金保険料等の金額					円																																								
基礎控除の額					680,000 円					所得金額調整控除額					円					35,000 円																																								
1 (フリガナ) タ ナカ フミ コ					氏 名 田 中 文 子					区分					1 (フリガナ)					区分					5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																																			
個人番号					3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4					1 6 歳 未 満 の 扶 養 親 族					2 (フリガナ)					区分																																								
2 (フリガナ) タ ナカ コウヘイ					氏 名 田 中 弘 平					区分					3 (フリガナ)					区分					5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																																			
個人番号					4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5					4 (フリガナ)					区分																																													
3 (フリガナ)					氏 名					区分					5 (フリガナ)					区分																																								
個人番号										6 (フリガナ)					区分																																													
4 (フリガナ)					氏 名					区分					7 (フリガナ)					区分																																								
個人番号										8 (フリガナ)					区分																																													
未成年者		死亡退職		乙欄		本人が障害者(特 別)		寡 婦		ひとり親		勤 労 学 生		中途就・退職					受給者生年月日																																									
就職		退職		年		月		日		元 号		年		月		日																																												
																		昭和 52 5 10																																										
(市区町村提出用)		個人番号又は法人番号		1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7		(右詰で記載してください)																																																						
		住所(居所)又は所在地		東京都北区神谷 2-3-×																																																								
		氏名又は名称		株式会社 日本産業														(電話) 03-3900-xxxx																																										

(適用)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

記入例 12 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）

令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る 者	住所 又は 居所	東京都中野区江古田 1-2-×		(受給者番号)																	
				(役職名)																	
										氏 名		(フリガナ) タ ナカ イチロウ 田中 一郎									
種 別		支 払 金 額				給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額							
給料・賞与		内	4	千	761	円	3	千	368	円	2	千	955	円	007	円	21	千	000	円	
(源泉)控除対象配偶者の有無		老人		控 除 の 額		控 除 対 象 扶 養 親 族 等 の 数 (配 偶 者 を 除 く 。)										16歳未満扶養親族の数		障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く 。)		非居住者である親族の数	
有		従有		千 円		特 定		老 人		そ の 他		特 親				特 別		そ の 他			
○				380 000						1		1									
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額					
千 円				千 円				千 円				千 円				千 円					
630 000				777 507				92 500				15 000									
(摘要)																					
田中弘平 特定親族特別控除額630,000円、合計所得金額600,000円																					
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		円		旧生命保険料の金額		円		介護医療保険料の金額		円		新個人年金保険料の金額		円		旧個人年金保険料の金額		円	
						40,000				32,000				56,000							
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		円		居住開始年月日(1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		円		住宅借入金等年末残高(1回目)		円		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		円	
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) タ ナカ キヨウコ		区 分						配偶者の合計所得		円		国民年金保険料等の金額		円		旧長期損害保険料の金額		円	
		氏名 田中 京子								450,000				基礎控除の額		680,000		所得金額調整控除額		円	
1		(フリガナ) タ ナカ フミコ		区 分						16歳未満の扶養親族		3		(フリガナ)		区 分					
		氏名 田中 文子																			
2		(フリガナ) タ ナカ コウヘイ		区 分								2		(フリガナ)		区 分					
		氏名 田中 弘平																			
3		(フリガナ)		区 分								3		(フリガナ)		区 分					
		氏名																			
4		(フリガナ)		区 分								4		(フリガナ)		区 分					
		氏名																			
未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本人が障害者 特 別		寡 婦	ひとり 親	勤 労 学 生	中途就・退職				受給者生年月日							
										就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日			
															昭和	52	5	10			
(受給者交付用)	支払者																				
	住所(居所)又は所在地		東京都北区神谷 2-3-×																		
	氏名又は名称		株式会社 日本産業																		
(電話) 03-3900-XXXX																					

なお、給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書（個人別明細書））の作成および提出などについては、次の事項に留意することが必要です。

留 意 事 項	説 明
作成、提出、交付義務者	「給与所得の源泉徴収票」および「給与支払報告書」を作成し、これを税務署および市町村へ提出し、または給与の支払を受ける人に交付しなければならない人は、令和7年中に、給料、賃金、賞与やこれらの性質を有する給与（これらを単に「給与」といいます）で所得税の源泉徴収の対象となるものを支払った人です。
作 成 枚 数	1 税務署へ提出を要する人の分については、「給与所得の源泉徴収票」2枚（税務署への提出用と給与の支払を受ける人への交付用）と、「給与支払報告書」1枚の3枚複写で作成します。 2 税務署へ提出を要しない人の分については、「給与所得の源泉徴収票」1枚（給与の支払を受ける人への交付用）と「給与支払報告書」1枚の2枚複写で作成します。
提 出 先	1 「給与所得の源泉徴収票」の提出先は、給与の支払事務を取り扱う事務所、事業所などの所在地を所轄する税務署です。 2 「給与支払報告書」の提出先は、給与の支払を受ける人の令和8年1月1日現在の住所地の市町村です。
提 出 方 法	法定調書の種類ごとに、基準年である前々年の提出すべき枚数が100枚以上である場合には、光ディスク等またはe-Taxによる提出が義務づけられています。令和7年分（令和8年1月提出分）の法定調書については、令和5年分（令和6年1月提出分）の枚数により判定することになります。 なお、給与所得の源泉徴収票を光ディスク等またはe-Taxにより提出しなければならない場合には、各区市町村への提出枚数にかかわらず、給与支払報告書についても、光ディスク等またはeLTAXによる提出が義務づけられています。

留 意 事 項	説 明	
提出、交付の期限	1 「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出および給与の支払を受ける人への交付の期限は、年の中で退職した人の分を除き、いずれも1月31日となっています。 年の中で退職した人の「給与所得の源泉徴収票」の提出および交付の期限は、退職後1カ月以内となっていますが、税務署への提出分は1月31日までに提出しても差し支えありません。しかし、退職した人に対しては、退職後1カ月以内に交付しなければなりません。 2 「給与支払報告書」の市町村への提出期限は、「給与所得の源泉徴収票」の提出期限と同様、1月31日となっています。 注 1月31日が、日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日が提出期限となります。	
提 出 範 囲	1 「給与所得の源泉徴収票」のうち、次表に掲げる人の分は、税務署へ提出を要することになっています。ただし、給与の支払を受ける人に対しては、この提出範囲に関係なく、すべての人について作成の上、交付しなければなりません。	
	受給者の区分	提出範囲
	① 会社、その他の法人（人格のない社団や財団を含みます）の役員（取締役、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問、企業組合の所長等の役職にある人をいいます。以下同じ）および現に役員をしていなくても令和7年中にこれらの役員であった人	令和7年中の給与等の金額が150万円を超えるもの
	② 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、会計士補、税理士、弁理士、計理士、司法書士、土地家屋調査士、海事代理士、測量士、測量士補、建築士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、社会保険労務士、弁理士、技術士、技術士補、企業診断員、建築代理士、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人等	令和7年中の給与等の金額が250万円を超えるもの
	③ 上記①および②以外の人	令和7年中の給与等の金額が500万円を超えるもの

留意事項	説明	
提出範囲	年末調整をしなかったもの ④ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した人（令和7年中に退職した人、災害により被害を受けたため令和7年中の給与所得に対する源泉徴収税額の徴収の猶予または還付を受けた人、令和7年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人）	令和7年中の給与等の金額が250万円を超えるもの（法人の役員の場合には50万円を超えるもの）
		令和7年中の給与等の金額が50万円を超えるもの
	⑤ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった人（月額表もしくは日額表の乙欄適用者または日額表の丙欄適用者） 2 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」の場合と異なり、令和8年1月1日現在において給与等の支払を受けている人についてはすべて関係市町村へ提出しなければなりません。 注 年の中途退職者については、その人に対する給与支払金額が30万円以下の場合には提出しないこともできます。	
作成を要しない給与	次の給与については「給与所得の源泉徴収票」を作成する必要はありません。 ① 源泉徴収を要しないお手伝い、子守などの家事使用人に支払う給与（常時2人以下の家事使用人だけを使用している人が支払うものに限られます） ② 非居住者（日本国内に住所も1年以上の居所もない人）に支払う給与 注 非居住者に支払う給与については、別に「非居住者等に支払われる給与、報酬及び賞金の支払調書」を提出しなければなりません。	

- ④ 給与支払報告書を、従業員の住所地の市区町村別に分類し、その合計額を給与支払報告書（総括表）に記入します。

記入例 13 給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（総括表）															
指定番号															
令和 8 年 1 月 26 日提出															
給与の支払期間		令和 年 月分から 月分まで													
給与支払者の個人番号又は法人番号		1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6	7	
フリガナ		カブシキガイシャ ニホンサンギョウ													
給与支払者の氏名又は名称		株式会社 日本産業							事業種目			紳士服の小売			
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		同上							受給人員			101 人			
フリガナ		キタクカミヤ							報告人員	特別徴収対象者			11 人		
同上の所在地		〒115-×××× 北区神谷 2-3-×								普通徴収対象者（退職者）			1 人		
										普通徴収対象者（退職者を除く）			人		
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		代表取締役 山田 和夫							報告人員の合計			12 人			
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号		総務課 給与係 氏名 大田 太郎 (電話 03-3900-××××)							所 税 務 署 轄 名			〇〇 税務署			
関与税理士等の氏名及び電話番号		氏名 (電話)							給与の支払方法及びその期日			月給 毎月20日			
									納入書の送付			☒ 必要 ・ ☐ 不要			

第十七号様式（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）

- ⑤ 給与の支払を受ける人の住所地の市区町村に令和8年1月31日までに給与支払報告書と総括表を送付します。

(2) 源泉徴収票等の法定調書合計表の作成

この合計表は、次にあげる支払調書等が1つにまとめられたものです。

まず、源泉徴収票や支払調書を作成し、それを合計表に転記することになります。

- ①「給与所得の源泉徴収票」、②「退職所得の源泉徴収票」、③「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、④「不動産の使用料等の支払調書」、⑤「不動産等の譲受けの対価の支払調書」、⑥「不動産の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」

このうち、「給与所得の源泉徴収票」(154ページ参照)、「退職所得の源泉徴収票」(170ページ参照)は説明されていますので、その他の支払調書のうち、主なものについて説明します。

① 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

すべての報酬または料金等について提出するのではなく、年間支払額が下記の金額を超える場合のみ、2部作成して税務署へ提出します。

区 分	提 出 範 囲
① 外交員、集金人、電力量計の検針人やプロボクサーの報酬、料金	50万円を超えるもの
② パー、キャバレーのホステス等の報酬、料金	
③ 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	50万円を超えるもの
④ 広告宣伝のための賞金	50万円を超えるもの
⑤ 職業野球の選手などが受ける契約金	5万円を超えるもの
⑥ 馬主が受ける競馬の賞金	75万円を超えるもの
⑦ ①から⑥以外の報酬、料金等	5万円を超えるもの

また、支払金額には、原則として消費税の額を含めます。ただし、消費税等の額が明確に区分されている場合には、消費税等の額を含めないで支払金額としてもかまいませんが、その場合には、「摘要」欄にその消費税等の額を記載します。

記入例 14 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

令和7年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書											
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	東京都小金井市本町 3-1-×									
	氏名又は名称	本郷 一郎			個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8						
区分	細目	支払金額			源泉徴収税額						
弁護士報酬	顧問料	内 1	200	千	000	円	内	122	千	520	円
	債権存在確認		400	000		40	840				
(摘要) 消費税等160,000円											
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都北区神谷 2-3-×									
	氏名又は名称	(株)日本産業 (電話)03-3900-xxxx			個人番号又は法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7						
整理欄	①			②							

309

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右記で記載します。

提出期限 ……令和8年1月31日まで

② 不動産等の使用料等の支払調書

地代、家賃等の不動産の使用料等を支払った場合、年間の支払金額が同一人に対して、15万円を超えるものについて支払調書を税務署へ提出します。

記入例 15 不動産の使用料等の支払調書

令和7年分 不動産の使用料等の支払調書										
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区岩本町 3-17-×								
	氏名又は名称	山川 五郎			個人番号又は法人番号 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7					
区分	物件の所在地	細目	計算の基礎			支払金額				
家賃	中央区室町 3-10-×	木造瓦葺2階店舗	66m ²	1月~12月	(一戸) 月25,000円	3	000	千	000	円
権利金	同上	同上				1	500	000		
地代	千代田区岩本町 1-5-×	宅地	330m ²	1月~2月	1m ² 40円		158	400		
書替料	同上	同上	1m ²	20,000円		6	600	000		
(摘要) 借地権の存続期間 令和7.1.1~令和15.1.1										
を申しつけた者	住所(居所)又は所在地	千代田区岩本町 2-3-×			支払確定年 月 日	あつせん手数料				
	氏名又は名称	大手 二郎			年 月 日	千 円				
	個人番号又は法人番号	7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6			5・1・7	300 000				
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都北区神谷 2-3-×								
	氏名又は名称	(株)日本産業 (電話)03-3900-xxxx			個人番号又は法人番号 9 9 8 8 7 7 6 6 5 5 4 4 3					
整理欄	①			②						

313

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右記で記載します。

提出期限 ……令和8年1月31日まで

- 給与所得の源泉徴収票等や支払調書を基にして合計表を作成します。

記入例 16 源泉徴収票等の合計表

F E 0 1 0 4

令和 07 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

提出者 王子
所在地 北区神谷2-3-×
氏名又は名称 カブシキガイシャ ニホンサンギョウ
個人番号 11223344556677
又は法人番号 11223344556677
代表者氏名 ヤマダ カズオ
山田 和夫

事業種目 紳士服の小売
調書の提出区分 1
提出媒体 1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 贈与
1 4 1 4 1 4 1 4
作成担当者 経理部長 神田志郎
作成税理士名 代々木 一郎
電話 (00-0000-0000)
税理士番号 234567

提出用
平成28年1月1日以後提出用
平成27年分以前の合計表を作成する場合には、個人番号又は法人番号欄に何も記載しないでください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)									
区分	人	月	支	金	額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
給与	1	0	1	19	75,000	12,617	500	0	0
退職所得	5				26,437,800	1,373,500	0	0	0
報酬	1	4	5	0	0	0	0	0	0
使用料等	1	4	5	0	0	0	0	0	0
譲受	1	4	5	0	0	0	0	0	0
贈与	1	4	5	0	0	0	0	0	0
合計	6				26,502,800	1,386,117	500	0	0

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)									
区分	人	月	支	金	額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
退職所得	5				26,437,800	1,373,500	0	0	0
合計	5				26,437,800	1,373,500	0	0	0

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)									
区分	人	月	支	金	額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
報酬	1	4	5	0	0	0	0	0	0
料金	1	4	5	0	0	0	0	0	0
契約金	1	4	5	0	0	0	0	0	0
賞金	1	4	5	0	0	0	0	0	0
合計	4				0	0	0	0	0

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)									
区分	人	月	支	金	額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
使用料等	3				6,242,000	614,800	0	0	0
合計	3				6,242,000	614,800	0	0	0

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)									
区分	人	月	支	金	額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
あっせん手数料	0				0	0	0	0	0
合計	0				0	0	0	0	0

5 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)									
区分	人	月	支	金	額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
譲受の対価	0				0	0	0	0	0
合計	0				0	0	0	0	0

注 給与所得の支払金額、源泉徴収税額は、その年に働いたすべての人が対象となります。つまり年末調整の対象とならない中途退職者、1日だけのアルバイト等も含まれます。

(3) 所得税の納付

源泉徴収した所得税は、事業所分を一括して「所得税徴収高計算書（納付書）」に所定の事項を記入して、最寄りの金融機関で納付します。

ただし、いつもと違うのは、年末調整分もあわせて納付することです。「年末調整による不足税額・超過税額」欄の記入に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 過納額を充当または還付したときは、「超過税額」欄に、その金額を記載します。
- ② 不足額を徴収したときは、「不足税額」欄に、その金額を記載します。

この場合、「年末調整による不足税額・超過税額」欄には、実際にその月に精算をした金額を記載することになっていますから、12月中に精算しきれないで、翌年1月または2月に繰り越して精算するような場合には、1月または2月の「徴収高計算書」にその実績を記載することになります。

記入例 17 納付書

国税収納金 運賃資金 (納付書)		給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書		領収済通知書		(記入例) 1234567890									
区 分 32309 07		王子 税務署 0000000000		納付金 110											
滞給・給料等 (01)	071226	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000
賞与(領収書を添付) (02)	071214	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000
日雇労働者の賃金 (06)		0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000
退職手当等 (07)		0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000
総理士等の報酬 (08)		0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000
役員費等 (09)		0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000	0000000000
以上の支払確定年月日															
住所 (〒住所)	東京都北区神谷 2-3-X														
氏名 (姓)	株式会社 日本産業														
代表者 (役名)	株主(印)														
摘要															
年末調整による不足税額 (04)		0000000000													
年末調整による超過税額 (05)		0000000000													
本 税		2688250													
延 滞 税		0000000000													
合計額		¥2688250													
○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。 あく先															
○ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。															
納期等の区分		令和 8 年 12 月													
支払分源額所得税及び復興特別所得税		0712													
証券受領		金 庫 印													
領収済通知書		金 庫 印													
(領 収 日 付 印)															

納 付 先 ……最寄りの金融機関または税務署

提出期限 ……令和 8 年 1 月10日（ただし、納期の特例適用者については、令和 8 年 1 月20日）